第3次

飯豊町地域福祉計画
飯豊町地域福祉活動計画

2025年度～2029年度(5ヶ年計画)／ 2025年3月策定

飯　豊　町

社会福祉法人 飯豊町社会福祉協議会

目次

あいさつ

飯豊町長　嵐　正人

飯豊町社会福祉協議会会長　髙橋　弘之

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員長　嘉藤　正憲

第１章　計画策定にあたって 5

1　計画策定の趣旨 6

2　計画の位置づけ 6

（１）地域福祉計画 7

（２）地域福祉活動計画 8

3　計画の期間 10

4　計画の策定方法 11

（１）策定委員会・作業部会（ワーキンググループ） 11

（２）施策内容 11

（３）体系等 11

（４）策定イメージ 12

第２章　飯豊町の現状と取り組み 13

1　飯豊町の現状と推移 14

2　これまでの計画の取り組み 23

3　新しい計画策定に向けた課題整理 26

第３章　計画の基本的な考え方 29

1　基本理念 30

2　基本目標 31

3　計画の体系 32

4　施策体系 33

5　地域福祉推進のために必要な圏域の考え方 37

第４章　施策の展開・取り組み内容 39

1　思いやりの心と福祉を支える人づくり 40

（施策１）福祉意識の醸成 40

（施策２）社会福祉分野及び地域活動の担い手となる人材育成 42

（施策３）ボランティア等の社会福祉活動支援 45

2　安心を高める仕組みとサービスの基盤づくり 47

（施策１）地域の居場所・活躍の場づくり 47

（施策２）地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり 49

３　住み続けたいと思える生活環境づくり……54
（施策１）地域住民に対する相談支援体制の整備……54
（施策２）必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立……59
（施策３）権利擁護や成年後見制度の推進……66
（施策４）防犯・防災に強いまちづくりの推進……69
４　支え合い・助け合う関係づくり……72
（施策１）保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進……72
（施策２）見守り・支援体制の充実……76
（施策３）複合化した地域課題を解決するための体制づくり……81

第５章　具体的な取り組み……83

（具体的な取り組み1）学校と連携して「福祉教育」を推進する……84
（具体的な取り組み2）「除雪支援体制」を充実させる……86
（具体的な取り組み3）「無料職業紹介事業」による困窮者等への就労支援……88
（具体的な取り組み4）デマンド交通システムの利用を拡大する……89
（具体的な取り組み5）「成年後見制度」の利用を促進する……90
（具体的な取り組み6）地域に「子どもの居場所」をつくる……91

第６章　計画の推進にむけて……93

１　協働による計画の推進……94
（１）住民の役割……94
（２）住民自治組織の役割……94
（３）事業者の役割……95
（４）社会福祉協議会の役割……95
（５）社会福祉法人の役割……95
（６）行政の役割……95
２　計画の活かし方……96
（１）計画の普及・広報……96
（２）計画の進行管理……96
（３）計画の実効性を担保するための財源確保……96

資料編……97

１　計画策定組織……98
（１）飯豊町地域福祉計画策定委員会設置要綱……98
（２）飯豊町地域福祉活動計画策定委員会設置要領……99
（３）委員・アドバイザー名簿……100
２　計画の策定経過……101
３　調査研究活動の概要……102

町長あいさつ

このたび、本町では、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第 3 次飯豊町地域福祉計画」と協働して地域福祉を推進する飯豊町社会福祉協議会の「飯豊町地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

本計画は、第 5 次飯豊町総合計画の次に紐づく計画であり、「共につながり生きていく　孤独をつくらない地域づくり」をスローガンに掲げ、各分野別計画の基盤となる地域福祉を推進するための取り組みや理念、目標をはじめ、町が重点的に取り組む施策を定めています。

近年、人口減少、高齢化の進展に加え、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、地域のつながりが変化する中で、ひきこもりや、虐待、経済的困窮など地域福祉を取り巻く様々な課題が顕在化しています。また、一つの世帯でいくつもの「困りごと」を抱えているなど、暮らしの「困りごと」は複雑化・多様化しています。

誰もが地域社会の一員として、尊重し、支え合いながら、安心して暮らしていくためには、町、社会福祉協議会、住民・団体、事業者・企業等、福祉に関わる様々な主体が力を合わせ、世代や分野を超えて、横断的につながるような「地域共生社会」の実現が求められます。

本町では、平成 26 年 3 月に飯豊町地域福祉計画を策定して以来、住民の皆様や社会福祉協議会をはじめとする様々な機関・団体などと協働して、施策を展開してまいりました。

これまで築き上げてきた成果を活かしながら、「困りごと」を抱える人々が地域で埋もれることのないように、包括的に支援する仕組みづくりや地域福祉人材の育成など、地域共生社会の実現に向けて、取り組みを推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただいた本計画策定委員の方々やアドバイザーの方々をはじめ、ご協力いただきました住民の皆様並びにすべての関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和　7 年　3 月

飯豊町長　嵐　　正　人

社会福祉協議会会長あいさつ

社会の構造が大きく変化している中で、社会福祉協議会の役割、業務内容は多岐にわたっています。

さらに、今日の福祉を取り巻く情勢は、孤独・孤立、生活困窮、担い手不足などの諸課題が複合化し、一層深刻化しているような状況にあります。

これまでにも、本会では、2015 年 3 月に第 1 次計画（平成 27 年度～令和元年度)、2023 年 3 月には、第 2 次計画（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定し、住民が主役、つまりは、住民主体の活動の推進に力を入れてまいりました。このたびの第 3 次計画（令和 7 年度～令和 11 年度）の策定にあっては、前回同様に飯豊町が策定する「第 3 次飯豊町地域福祉計画」と一体的に策定作業を進めるなかで、「共につながり生きていく　孤独をつくらない地域づくり」をスローガンに掲げ、行政施策ごとの取り組みに対し、「地域や住民が取り組む内容」を一つひとつ明確に示したものが活動計画の中心となっております。

また、「飯豊町の取り組み内容」の中にも県や町からの委託など公的制度に基づいた事業として、新たに成年後見制度に基づく後見事務や職業紹介事業など本会が担う役割が具体的に盛り込まれております。第 1 次、第 2 次における 10 年間の実践や実績を踏まえながら、さらなる地域福祉の推進を図っていくために、行政や住民自治組織、関係機関・福祉団体、民生委員児童委員、ボランティアをはじめ、住民の皆様と連携し多様な福祉の課題解決のため、これまで以上につながりを深めていきたいと考えています。

子どもからお年寄りまで、地域の中でつながりが失われることなく、強化していくことで私たちの生活の質は向上し、地域そのものが輝きます。さらには、人と人とのつながりを構築することで、支え合いが生まれ、誰しもが「孤立」することなく「自立」に導くことが出来ます。

社会福祉協議会は、新たなスローガンの下で、住民の誰もが頼れる先をたくさん持つことが出来る「地域共生社会」の実現を目指し、計画の推進に向けて邁進してまいりますので、住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ワークショップ等にご参加いただいたほか、貴重なご意見をお寄せいただきました住民の皆様や関係団体の皆様、ご協力を賜りました多くの皆様に、心よりお礼を申し上げます。

令和　7 年　3 月

社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会会長　　髙　橋　　弘　之

委員長あいさつ

この度、第 3 次飯豊町地域福祉計画及び第 3 次飯豊町地域福祉活動計画が策定されました。この計画は 2020 年に策定された第 2 次計画に基づいた 5 年間の実践を検証し、その内容を踏まえて策定されたものです。

この間、社会福祉をめぐる情勢は大きく変化しており、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等の社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

第 3 次計画では、飯豊町が厚生労働省の示すガイドラインに沿って策定する「地域福祉計画」と今後 5 年間、地域住民と社会福祉協議会が取り組むべき活動を提示する「地域福祉活動計画」との理念を共有し、策定を通して「住民主体」と「住民参加」の推進を図ることを大切にしてきました。

特に、本計画の実践においては、行政、社会福祉協議会と地域住民とが様々な現場での気づきをお互いに投げかけ、住民と共有し合い、課題解決に向けた機運を高めていくことが重要だと感じます。

この第 3 次計画は、まさにその「道しるべ」となるものです。これまでの経験を通じて、目を出し、花を咲かせている項目もあれば、その展開が思うように進んでいないものもあります。また、時代の変化によっても自動的に求められる新しい役割もあります。行政、社会福祉協議会、関係者、住民の皆様が一致協力することで、飯豊町で求められる様々な地域福祉活動が発展し、地域福祉の推進に向けた大きな原動力となっていくことを切に期待して、ご挨拶といたします。

最後になりましたが、この度の計画策定のために熱心にご尽力くださった委員、アドバイザーの皆様、ご協力いただいた地域・関係団体の皆様に心より深く感謝申し上げます。

令和　7 年　3 月

第 3 次飯豊町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

委員長　　嘉　藤　　正　憲

第１章　計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」は、人口減少や少子高齢化の進展、人々の意識の移り変わりに伴い地域社会の在り方が変化しているなか、住民が支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、地域の一人ひとりが地域福祉の推進を目指していく計画です。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、社会福祉法の基本理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的として策定する計画です。

町民がそれぞれの生き方を尊重し、ともに支え合い、助け合いながら、住みよい地域で安心・安全に自立した生活を送ることができる仕組みをつくるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、地域住民などの地域福祉に関する主体的活動の活性化などを推進するため、具体的な取り組みを示す民間の活動・行動計画です。 社会福祉を進める上での町全体の理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

2 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、町の最上位計画である飯豊町総合計画の福祉分野における確実な実現を目指す「福祉の基本計画」としての位置付けとします。

また、主に子ども・障がい・高齢者などを対象とする「福祉分野の上位計画」でもあり、福祉の各分野の個別計画における概念や目標を定めるとともに理念を共有しながら、総合的な推進を図る計画となります。

地域福祉推進のための理念や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための住民の活動･行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。

これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され実行に移せるよう、2 つの計画を一体的に策定します。

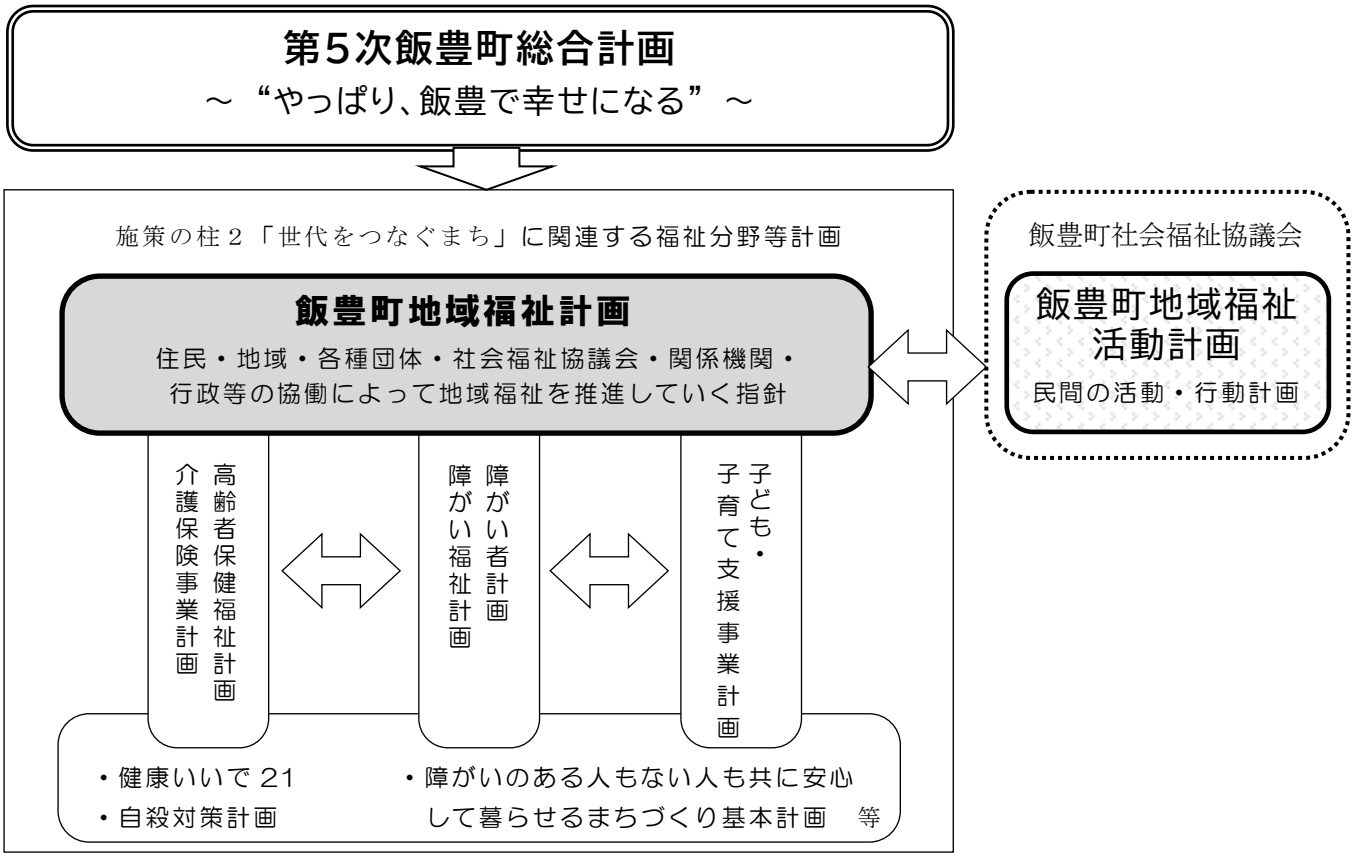

(1)地域福祉計画

「地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

「地域福祉計画」の策定については、平成 30 年 4 月の社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。

さらに、地域福祉計画は「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

また、社会福祉法改正において、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました(社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する市町村のみ該当)。

社会福祉法に基づき策定する行政計画

地域福祉を推進するための方向性を明確にする計画

個別の福祉計画では対応できない、横断的な取り組みを明確にする計画

《策定方針》

社会福祉法及びガイドライン等をもとに、地域共生社会の実現及び包括的な支援体制の整備に関する施策等の動向も視野に入れながら、目指す方向性を確認します。

地域福祉計画に盛り込むべき事項の検討にあたっては、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画や既存施策などの関連性を整理し、総合計画などの地域福祉計画の上位にある計画や方針などをもとに地域福祉計画の内容を調整します。

＜法的な位置づけ＞　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抄〉 ※平成 30 年4月一部改正

第 107 条（市町村地域福祉計画）市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2)地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、法律により義務化されたものではありませんが、行政で策定される「地域福祉計画」を計画的、効率的に推進していくために、住民や民間福祉団体で策定される「地域福祉活動計画」の役割が重要といわれており、両計画は一体化したものとして考えられるようになりました。

この「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会を中心としながらも、地域住民、福祉団体、福祉事業者等のこれからの地域福祉活動の方向性を示したものであり、それぞれがこの計画の趣旨を念頭に活動を展開し、有機的に結ばれることにより、地域福祉が一層充実するものとの考えによるものです。

社会福祉協議会や住民が主体的に取り組む事業を具体化した計画

地域福祉を推進する上で社会福祉協議会や自治組織、住民の基本指針となる計画

毎年の取り組みを明確にした計画

《策定方針》

令和 2 年度から平成 6 年度までの 5 年間を計画年度とする現計画「第 2 次地域福祉活動計画」と同じように新しい「第 3 次地域福祉活動計画」においても「地域福祉計画」との一体的な策定を行うなかで、社会福祉協議会として向こう 5 年間における重点施策を明確に定めるほか、地域福祉推進事業の効果的な実施に力点を置いた計画づくりを目指すものであり、マンネリ化を打破し、活力ある社会福祉協議会を作っていくために、現状維持に満足することなく、向上心を助長する地域福祉活動計画を描くことが組織としての方針となります。

3 計画の期間

地域福祉計画は、その策定を通じて「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を図るものであり、町の地域福祉を具体化するために不可欠なものです。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、いわば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域にかかわるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

地域福祉計画・地域福祉活動計画と各関連計画との目標期間の比較

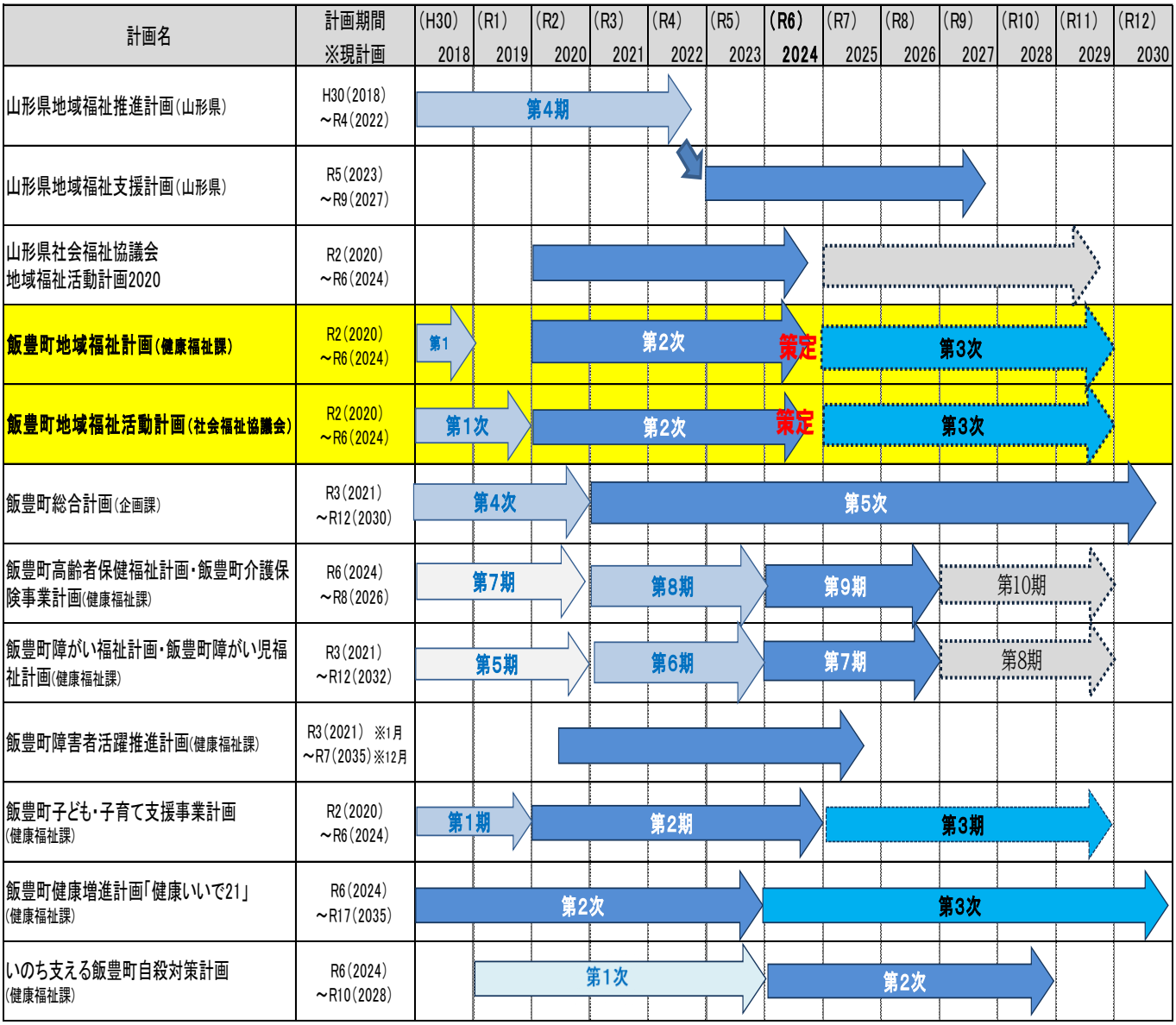

4 計画の策定方法

(1)策定委員会・作業部会（ワーキンググループ）

◆策定委員会の役割

策定委員会は、計画の策定にあたって基本的な構成をつくり、地域における生活課題の問題点の把握や解決策の検討、基本目標の設定などにあたります。また、作業部会（ワーキンググループ）が中心となって作成した原案や調査結果をもとに最終的に「計画案」を取りまとめました。

◆作業部会（ワーキンググループ）の役割

策定委員会で必要となる資料等の情報整理や計画案作成にむけて調査研究を実践します。また、関係者や関係団体等から上がった調査結果や各関係機関が持っている統計資料をまとめる作業等を行い、主に委員会に提案する原案づくりにあたりました。

(2)施策内容

地域福祉活動計画

施策(1) 福祉意識の醸成

事業名	飯豊町の取り組み内容	主担当	地域や住民が取り組む内容	国等へ要望等	関連計画
①インクルーシブ理念と福祉意識の啓発	障がいのある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指し、インクルーシブ理解促進に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会	障がいのある人等が孤立したり、排除されたりしない取組みを地域の行事やイベント等で実践していきます。	実践、指導事例の提供	障害者計画・障害福祉計画

(3)体系等

「地域福祉計画」では、国が「地域福祉計画に盛り込むべき事項」に掲げる項目に沿って具体的な実施計画の概要を示していくことを目指すものであり、主に第 2 次計画をベースとした内容の修正、改定等を進めます。

「地域福祉活動計画」では、具体的に、調査、整理された課題をテーマ別に分類し、関係機関・団体との連携等による解決策の導き出しや地域への提案を行い、最終的には両計画を一冊子にまとめます。

(4)策定イメージ

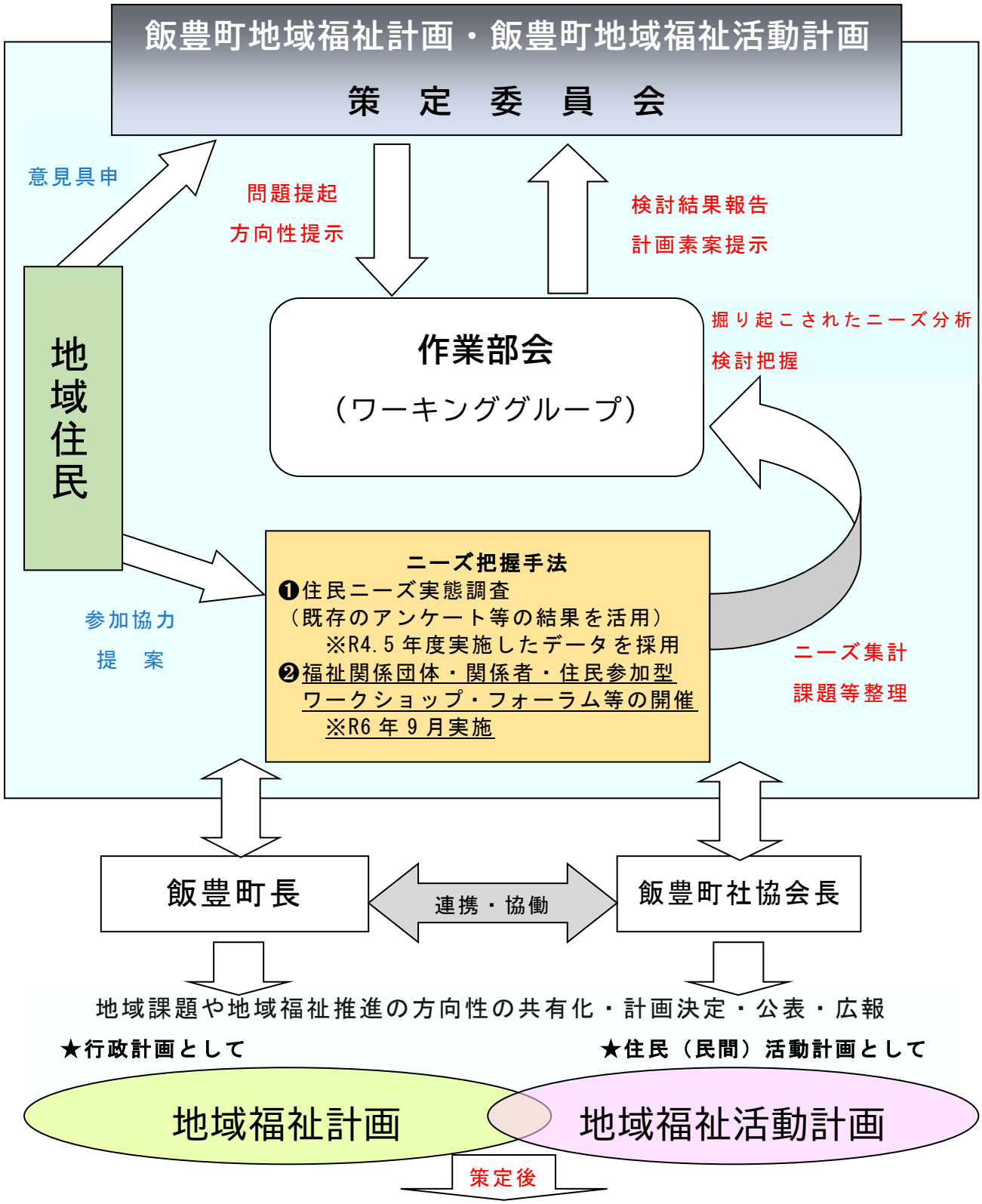

★計画の点検・評価及び見直し
★計画をもとに住民座談会（ワークショップ）等の開催（フィードバック）
★計画をもとに政策展開・社協事業（地域福祉活動）の実践及び社協運営基盤の強化
★第3次計画の策定につなげる

第２章　飯豊町の現状と取り組み

1 飯豊町の現状と推移

1　人口の推移

本町の総人口は、令和５年９月末現在 6,457 人で、令和元年の 7,012 人と比較すると、555 人減少しています。

また、65 歳以上の高齢者についても、令和元年の 2,584 人に対し、令和５年では 2,577 人となり、７人の減少となっています。

高齢化率においては、令和元年の 36.9%から、令和５年では 39.9%と、総人口の減少による相対的な影響により 3.0 ポイントの増加となっています。

《人口の推移（各年９月 30 日現在)》

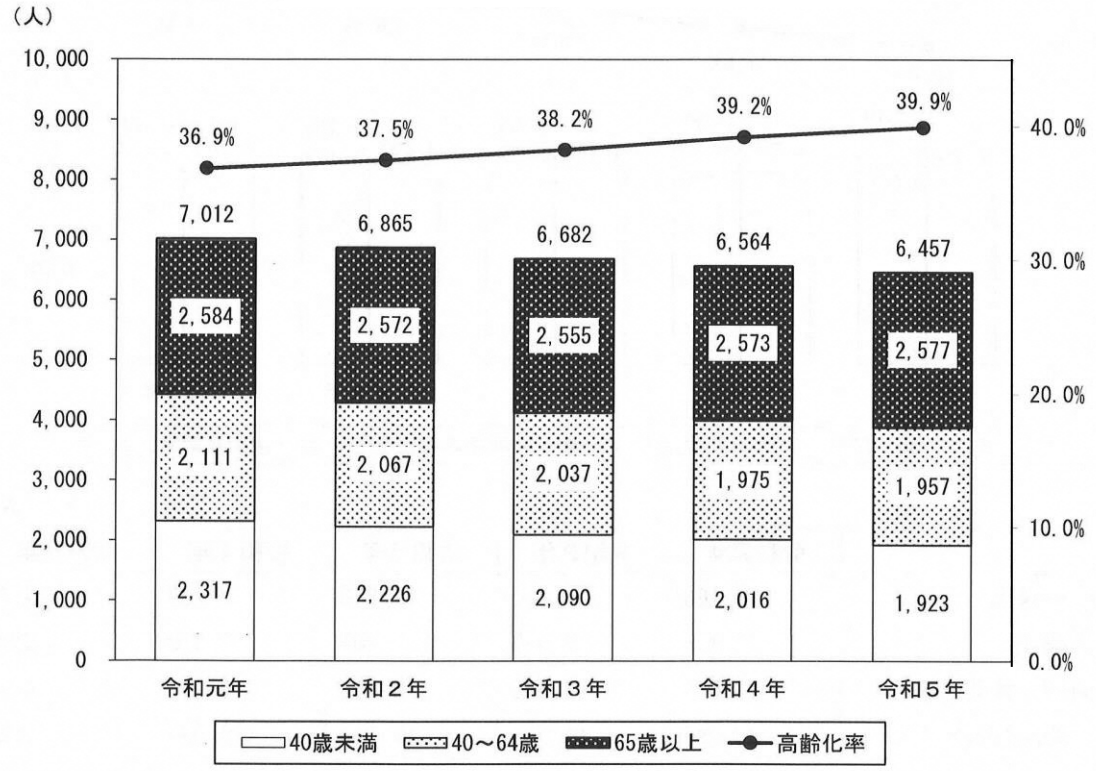

単位：人

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
40歳未満	2,317	2,226	2,090	2,016	1,923
40～64歳	2,111	2,067	2,037	1,975	1,957
65歳以上	2,584	2,572	2,555	2,573	2,577
総人口	7,012	6,865	6,682	6,564	6,457
高齢化率	36.9%	37.5%	38.2%	39.2%	39.9%

※出典：住民基本台帳

抜粋:第 9 期飯豊町介護保険事業計画

令和５年９月末現在の本町の総人口は、6,457 人（男性：3,198 人、女性：3,259 人）となっています。

年齢別人口構成を人口ピラミッドの形態で見ると、65 歳以上の高齢者人口が多く、男女ともに 70～74 歳を中心に膨らみが見られます。

男女別では、75 歳以上人口で女性の 821 人に比べ、男性は 503 人と女性の約６割となっています。

また、60 歳未満の人口が少ないためピラミッドのすそが狭まる“つぼ型”に近い形となっています。

《人口ピラミッド（令和５年９月 30 日現在）》

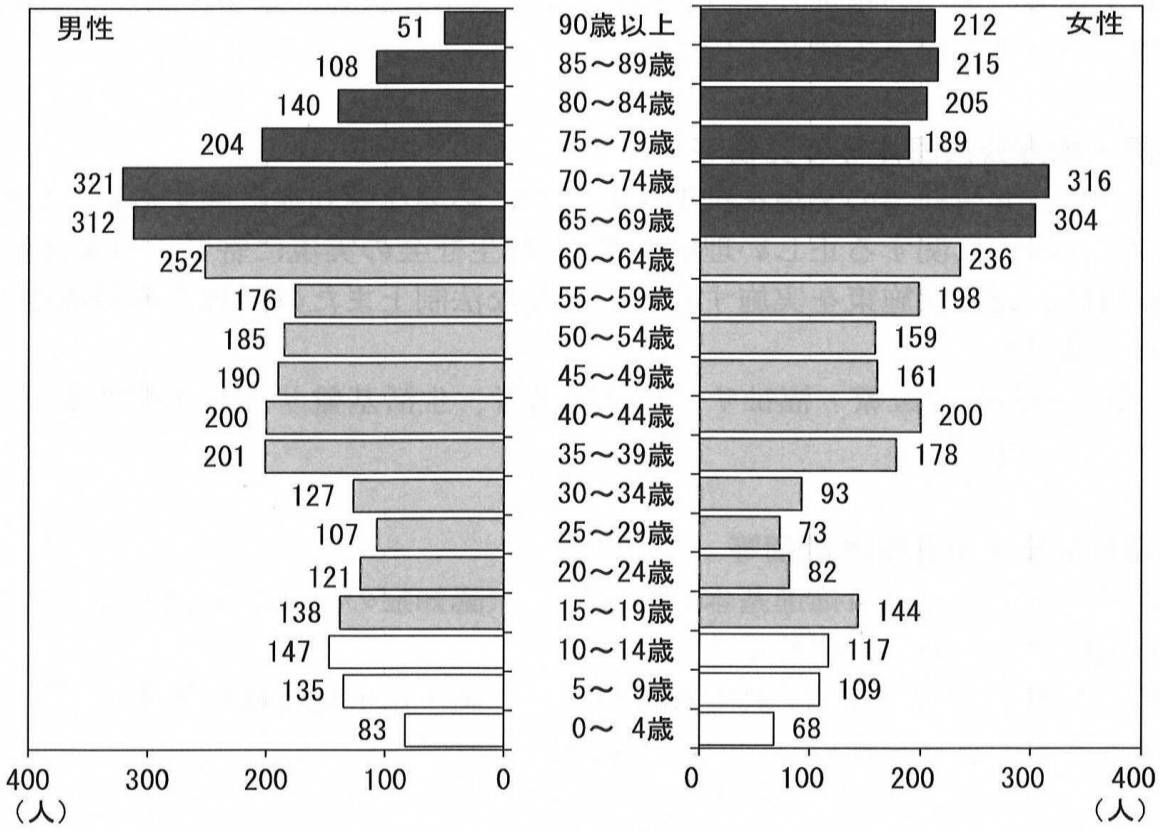

総人口	男性	女性
6,457 人	3,198 人	3,259 人

※出典：住民基本台帳

※人口は住民基本台帳ベースと現住人口調査ベースがありますが、今計画の人口は被保険者となる住民登録人口（住民基本台帳ベース）を使用することとします。

抜粋：第 9 期飯豊町介護保険事業計画

《人口の推計（令和５年９月30日現在)》

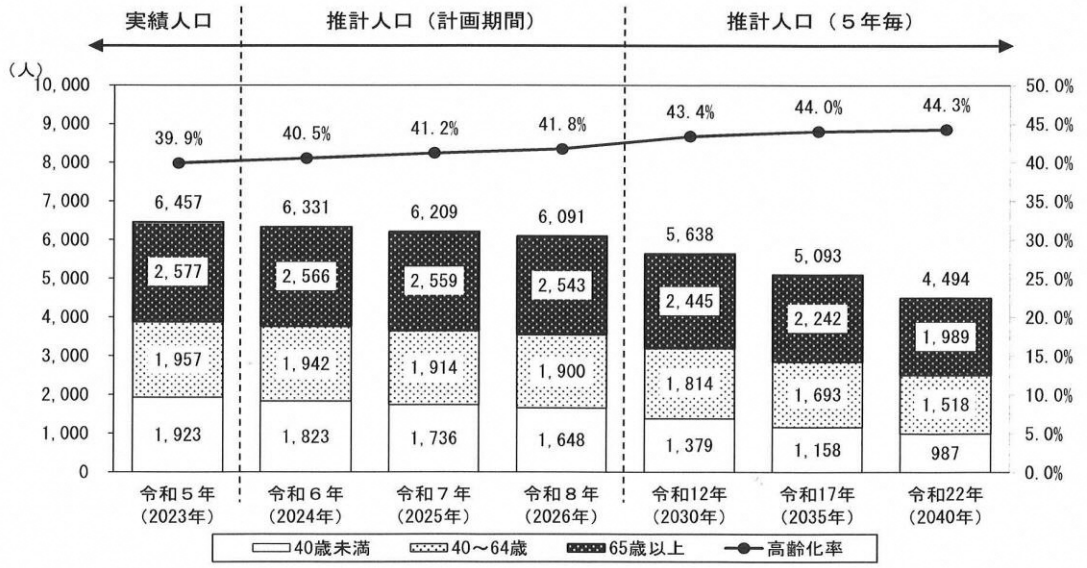

単位：人

	実績	推計					
	令和５年（2023年）	令和６年（2024年）	令和７年（2025年）	令和８年（2026年）	令和12年（2030年）	令和17年（2035年）	令和22年（2040年）
40歳未満	1,923	1,823	1,736	1,648	1,379	1,158	987
40～64歳	1,957	1,942	1,914	1,900	1,814	1,693	1,518
65歳以上	2,577	2,566	2,559	2,543	2,445	2,242	1,989
総人口	6,457	6,331	6,209	6,091	5,638	5,093	4,494
高齢化率	39.9%	40.5%	41.2%	41.8%	43.4%	44.0%	44.3%

《高齢者人口の推計（各年９月30日現在)》

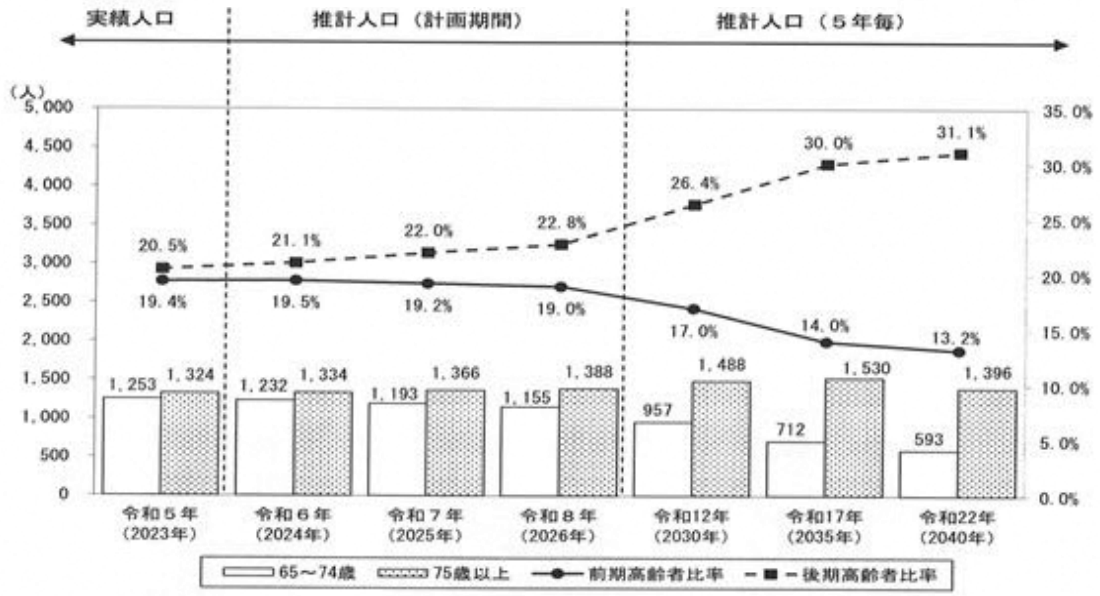

単位：人

	実績	推計					
	令和５年（2023年）	令和６年（2024年）	令和７年（2025年）	令和８年（2026年）	令和12年（2030年）	令和17年（2035年）	令和22年（2040年）
65～74歳	1,253	1,232	1,193	1,155	957	712	593
75歳以上	1,324	1,334	1,366	1,388	1,488	1,530	1,396
前期高齢者比率	19.4%	19.5%	19.2%	19.0%	17.0%	14.0%	13.2%
後期高齢者比率	20.5%	21.1%	22.0%	22.8%	26.4%	30.0%	31.1%

２　高齢化率の状況（地区別）

地区別に高齢化率をみると、横ばいのところもあるが、全体的に増加傾向となっており、最も高い地区は中津川地区で 62.0%、最も低い地区は椿地区で 33.3%と格差が見られています。

各年4月1日現在

		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
中	総人口	896	864	848	842	818
	65歳以上人口	299	307	313	316	310
	高齢化率	33.4	35.5	36.9	37.5	37.9
萩生	総人口	1,598	1,569	1,550	1,524	1,502
	65歳以上人口	495	495	501	506	519
	高齢化率	31.0	31.5	32.3	33.2	34.6
黒沢	総人口	526	510	491	488	471
	65歳以上人口	220	210	210	214	216
	高齢化率	41.8	41.2	42.8	43.9	45.9
椿	総人口	1,125	1,124	1,106	1,076	1,047
	65歳以上人口	360	358	359	359	349
	高齢化率	32.0	31.9	32.5	33.4	33.3
松原	総人口	209	204	202	198	198
	65歳以上人口	76	74	79	80	82
	高齢化率	36.4	36.3	39.1	40.4	41.4
添川	総人口	977	960	933	912	896
	65歳以上人口	446	442	445	436	447
	高齢化率	45.6	46.0	47.7	47.8	49.9
小白川	総人口	539	538	516	511	490
	65歳以上人口	211	210	213	207	200
	高齢化率	39.1	39.0	41.3	40.5	40.8
手ノ子	総人口	490	468	456	452	444
	65歳以上人口	199	198	197	196	198
	高齢化率	40.6	42.3	43.2	43.4	44.6
高峰	総人口	310	301	287	279	273
	65歳以上人口	131	128	123	129	123
	高齢化率	42.3	42.5	42.9	46.2	45.1
中津川	総人口	242	238	227	217	200
	65歳以上人口	149	143	134	129	124
	高齢化率	61.6	60.1	59.0	59.4	62.0
町全体	総人口	6,912	6,776	6,616	6,499	6,339
	65歳以上人口	2,586	2,565	2,574	2,572	2,568
	高齢化率	37.4	37.9	38.9	39.6	40.5

（注）添川地区に、特別養護老人ホーム「ひめさゆり荘」入所者のカウント含む。

資料:飯豊町健康福祉課

3　世帯数の状況（地区別）

各年 4 月 1 日現在

区分			令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
町全体		（世帯）	2,347	2,337	2,313	2,307	2,302
	中地区	（世帯）	274	272	266	270	265
	萩生地区	（世帯）	530	528	528	531	535
	黒沢地区	（世帯）	175	174	172	169	169
	椿地区	（世帯）	372	379	383	376	375
	松原地区	（世帯）	60	60	60	60	60
	添川地区	（世帯）	389	384	375	375	375
	小白川地区	（世帯）	159	163	161	162	165
	手ノ子地区	（世帯）	169	164	164	164	163
	高峰地区	（世帯）	108	106	103	102	100
	中津川地区	（世帯）	111	107	101	98	95

（注）添川地区に、特別養護老人ホーム「ひめさゆり荘」入所者のカウント含む。

資料:飯豊町住民課

4　高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯の割合は令和 4 年 4 月に全体の過半数を超えています。ひとり暮らし高齢者は 4 年間で約 18%増え、増加率としては最も大きくなっています。

各年 4 月 1 日現在

区分			令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
世帯数		（世帯）	2,347	2,337	2,313	2,307
高齢者のいる世帯		（世帯）	1,096	1,114	1,168	1,196
		（%）	46.7	47.7	50.5	51.8
	ひとり暮らし高齢者世帯	（世帯）	288	317	315	341
	高齢夫婦世帯	（世帯）	241	219	254	253
	高齢者のみで構成される世帯	（世帯）	567	578	599	602
3 世代同居率		（%）	29.7	－	－	－

（注 1）高齢者夫婦世帯とは、男 65 歳、女 60 歳以上の夫婦のみ世帯をカウントする。

（注 2）特別養護老人ホーム「ひめさゆり荘」等入所者を除く。

資料:飯豊町健康福祉課

５　要介護（要支援）者の状況

要介護（要支援）認定者数をみると、令和２年４月現在で 475 人、その後、413 人まで減少したが、令和６年４月現在では 438 人に増えています。

各年４月末日現在

区分		令和２	令和３	令和４	令和５	令和６
第１号被保険者	要支援１	48	38	48	38	43
	要支援２	76	52	60	59	60
	要介護１	79	70	68	66	78
	要介護２	81	85	71	83	77
	要介護３	60	65	63	63	62
	要介護４	83	65	76	80	72
	要介護５	48	38	35	35	46
	計	475	413	421	424	438
第１号被保険者数		2,586	2,565	2,574	2,572	2,568
認定率（％）対：第１号被保険者数		18.4	16.1	16.4	16.5	17.1

資料：飯豊町健康福祉課

《要支援・要介護認定者数、認定率の推計
（各年９月 30 日現在、令和５年は８月 31 日現在）》

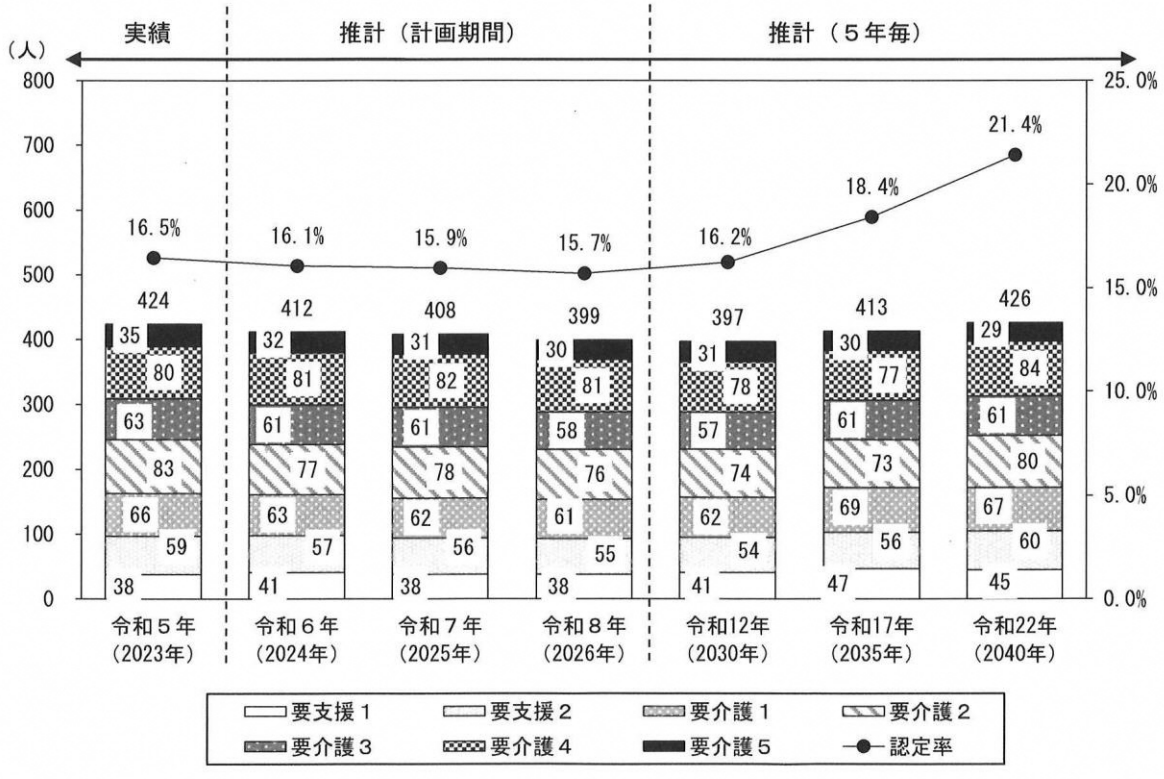

抜粋：第 9 期飯豊町介護保険事業計画

６　出生数の状況

令和５年度の出生状況を見ると 24 人となっており月平均２人となっています。

各年４月１日～翌年３月末日現在

区　　分			令和２年度末	令和３年度末	令和４年度末	令和５年度末
出生数		（人）	30	31	25	24
	男　　性	（人）	12	19	15	14
	女　　性	（人）	18	12	10	10

資料:飯豊町住民課

７　子どもの状況

町内の保育施設等の子供の数および小学校児童、中学校生徒数は総じて減少している状況です。

各年５月１日現在

区分		令和２	令和３	令和４	令和５	令和６
保育所＋幼稚園児＋認定こども園・児童センター	未満児	75	66	58	59	58
	３歳以上	141	155	139	122	99
小学校児童数		326	305	313	309	298
中学校生徒数		180	179	154	154	153

資料:飯豊町教育総務課

8　障がい者の状況

障害者手帳所持者数は、身体障がい者は横ばい、療育、精神障がいについては減少傾向となっています。

各年3月末日現在

区　　分			R3年度末	R4年度末	R5年度末
身体障がい者手帳所持者			482	493	492
	視覚障がい		27	27	26
	聴覚・平衡機能障がい		34	36	39
	音声・言語・そしゃく機能障がい		1	2	2
	肢体不自由		266	274	268
	内部障がい		154	154	157
療育手帳所持者			77	73	71
	A（重度）	18歳以上	16	17	14
		18歳未満	2	1	1
	B（中軽度）	18歳以上	49	47	49
		18歳未満	10	8	7
精神障がい者保健福祉手帳所持者			37	36	30
	1級		6	7	7
	2級		20	20	16
	3級		11	9	7

資料:飯豊町健康福祉課

9　生活保護者の状況

生活保護の推移をみると、やや減少傾向となっており、令和6年3月現在で38世帯となっています。

◆被保護世帯　（単位:世帯）　　各3月現在

区　　分		R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
世帯数		2,347	2,337	2,313	2,307	2,302
被保護世帯数		42	41	47	43	38
	高齢者世帯	29	26	28	24	22
	母子世帯	1	2	2	2	2
	障害者世帯	4	6	8	7	6
	傷病者世帯	5	4	4	3	3
	その他世帯	5	3	5	6	5
保護率（%）		1.78	1.75	2.03	1.86	1.65

資料:置賜総合支庁地域保健福祉課

10　生活困窮者の状況

平成 27 年度により、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、既存の制度を組み合わせながら自立に向けた支援を行う自立相談支援事業が開始されています。生活困窮者自立支援制度の新規相談者数は月平均およそ 2 件となっています。

各年 4 月 1 日～翌年 3 月末日現在

区　　分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
新規相談（受付件数）	24	25	23	20
他制度・他機関支援へつなぎ	6	10	8	9
情報提供のみや相談のみ	10	10	10	5
プラン策定による支援	5	4	1	4
その他	3	1	4	2

資料:西置賜地域生活自立支援センター（飯豊町社会福祉協議会）

2 これまでの計画の取り組み

第２次計画では、「“共に生きる”を実践し　信頼・安心・生きがいのある地域へ」をスローガンに掲げ、住民や関係機関とともに計画の実現に取り組みました。

◆第２次計画策定時点での主な課題				◆第２次計画の取り組み・自己評価（検証）		
目標	基本方針	強化項目【地域福祉活動計画】		達成状況 評価	達成状況 必要性	方向性
人づくり	支える人を支える・福祉に携わる人を増やす	1	福祉・介護人材不足の解消	★★★☆☆（ふつう）	★★★★★（非常に高い）	内容を再検討し継続
		2	地域福祉活動の担い手の育成	★★★☆☆（ふつう）	★★★★☆（高　い）	内容を再検討し継続
		3	福祉教育の推進と充実	★★★★☆（できている）	★★★★☆（高　い）	内容を再検討し継続
		4	避難困難者及び災害ボランティアへの支援	★★★★★（十分できている）	★★★★★（非常に高い）	現状のまま継続
		5	介護予防の取り組みの推進	★★★☆☆（ふつう）	★★★★☆（高　い）	拡大し継続
		6	高齢者のこころと体の健康増進	★★★★☆（できている）	★★★★☆（高　い）	現状のまま継続
仕組みづくり	信頼と満足を築く・地域に助け合いを増やす	7	地域によるアクションプランの推進	★★★☆☆（ふつう）	★★★☆☆（ふつう）	現状のまま継続
		8	家族介護者への支援	★★★★☆（できている）	★★★★☆（高　い）	現状のまま継続
		9	地域福祉を支える財源の確保	★★★★☆（できている）	★★★☆☆（ふつう）	現状のまま継続
		10	共助・公助による地域除雪の取り組み推進	★★★★☆（できている）	★★★★☆（高　い）	拡大し継続
		11	単身高齢者等を対象とした支援の拡充	★★★★☆（できている）	★★★★☆（高　い）	現状のまま継続
		12	高齢者等における適切な「住」の確保	★★★★☆（できている）	★★★☆☆（ふつう）	内容を再検討し継続
環境づくり	安心できるくらしを追求する・魅力的な福祉をつくる	13	総合的な相談支援体制の充実	★★★★★（十分できている）	★★★★★（非常に高い）	現状のまま継続
		14	成年後見ニーズへの適切な対応	★★★★☆（できている）	★★★★☆（高　い）	拡大し継続
		15	認知症予防の強化及び早期発見	★★★☆☆（ふつう）	★★★★★（非常に高い）	拡大し継続
		16	生活困窮者への早期介入	★★★★☆（できている）	★★★★☆（高　い）	内容を再検討し継続
		17	障がいのある方にとって暮らしやすい環境づくりの推進	★★★★☆（できている）	★★★☆☆（ふつう）	現状のまま継続
		18	交通弱者等に対する「移動支援」の充実	★★★★★（十分できている）	★★★★★（非常に高い）	拡大し継続
関係づくり	しあわせを繋ぐ・不安や困難を予防する	19	地域での孤立を見逃さない仕組み作り	★★★★★（十分できている）	★★★★★（非常に高い）	拡大し継続
		20	虐待の防止と支援体制の確立	★★★★☆（できている）	★★★☆☆（ふつう）	現状のまま継続
		21	こども・子育て家庭への福祉的支援の展開	★★☆☆☆（できていない）	★★★★☆（高　い）	内容を再検討し継続
		22	消費者被害の防止・事故防止の強化	★★★☆☆（ふつう）	★★★☆☆（ふつう）	内容を再検討し継続

令和２年度から様々な地域福祉の取り組みが進められました。

画像1

ポスター・リーフレットの作製により介護や福祉の魅力を地域に発信される【令和３年度】

画像2

地元の若い世代等をターゲットとしたブルーペインイベントが定着している【令和５年度～】

画像3

災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定が町・社協・JC で締結【令和５年８月】

画像4

老人クラブ連合会の会員加入促進策が成功し会員増の表彰を受ける【令和６年９月】

画像5

家族介護教室への参加が増えており在宅介護への理解と介護者への支援が行き届いている【令和４年度～】

画像6

全町で行ってきた単身高齢者会食サービスを公民館単位で開催し参加者増加【令和５年度～】

画像7

新たに「ライフステージサポート委員会」を社協が主宰し定期的に開催
【令和３年度～】

画像8

コロナの影響で休止していた「ケアハウスめざみの里」認知症カフェが再開
【令和６年度～】

画像9

ほほえみカーの添乗員付き運行はボランティア活動の新しい形として注目される
【令和５年 10 月～】

画像 10

新たな居場所づくりの取り組みがフリースペースをエールでスタートしている
【令和４年度～】

3 新しい計画策定に向けた課題整理

第 2 次飯豊町地域福祉計画・地域福祉活動計画では、主に「22 の強化項目」の解決に向けて取り組みを進めてきました。この強化項目の達成状況について、「評価」と「必要性」に分けて評価し、あわせて今後の取り組みの方向性について評価しました。

【調査結果】

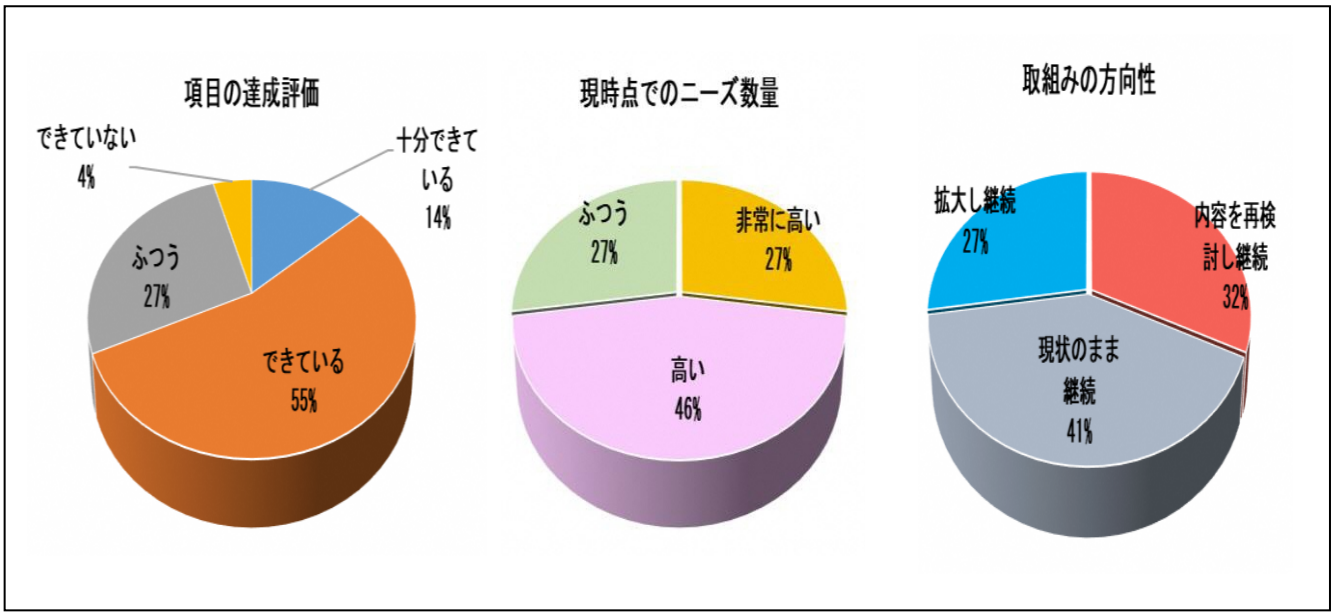

【総合評価】

第 2 次計画の強化項目の達成評価としては、22 項目中「十分できている」が 3 項目（14%）、「できている」が 12 項目（55%）、「ふつう」が 6 項目（27%）、「できていない」が 1 項目となっています。

主な取り組み実績としては、「飯豊町社会福祉法人連絡会」が設立し、地域における公益的な取組みの推進が図られていることのほか、令和 4 年度に「飯豊町地域安全克雪方針策定検討委員会」を組織し、飯豊町が行う克雪対策はこうあるべきという方針づくりが行われたことが地域福祉分野では大きな前進です。また、社会福祉協議会による「福祉総合相談窓口」の設置を通じて相談体制の充実が図られ、複合的な生活課題への具体的な対応策を検討する「ライフステージサポート委員会」が機能していることは、これから多機関連携による取り組みを推進していく上でも強みになるものです。

概ね計画通りと言いたいところですが、計画がスタートした令和 2 年 4 月に新型コロナウイルスの感染拡大に伴い緊急事態宣言が出されるなど“人が集まること”が制限される中で、密閉・密集・密接の「三密」を避けながらの事業推進に苦慮してきたことはいうまでもありません。唯一、マイナス評価だった「こども・子育て家庭への福祉的支援の展開」等については、子ども食堂や居場所づくりの部分で、コロナにより取り組み内容を強く打ち出せないまま経過してきたといえます。次の計画の中では実現できるように強く位置づけたいと考えています。

また、強化項目の今後の取り組みの方向性については、22 項目中「拡大し継続」が 6 項目（27%）、「現状のまま継続」が 9 項目（41%）、内容を検討し再継続が 7 項目（32%）、廃止又は縮小する項目はゼロとなっています。

第 3 次計画で定める基本理念や目標等は、施策の一貫性及び継続性の観点から、第 2 次計画のものを踏襲しつつ、関係法令により新たに町や社会福祉協議会に課せられた役割や、地域の現状、現時点でのニーズ数量、将来予測を踏まえながら、地域の中で支援を必要としている人を地域ですくい上げ、そして必要な資源につないでいけるよう全編にわたり必要な見直し（更新）作業を作業部会が中心となって行います。

第３章　計画の基本的な考え方

1 基本理念

今日の地域福祉を取り巻く環境は、人口減少、地域社会や経済活動の担い手不足等の社会環境の急速な変化に伴い、地域でのつながりの希薄化や人々の価値観およびライフスタイルの変化などを背景に、福祉ニーズが多様化しており、地域で課題を解決していくためには、住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現が求められております。

そのような中で、第 2 次計画では、子どもから高齢者まで、世代や性別を超えた交流と助け合いの中で、住民一人ひとりが支えたり、支えられたりの「おたがいさま」の心をもって、地域づくりに参加することを基本理念に掲げていますが、新たな計画においてもその内容を踏襲し、既存の福祉施策のさらなる充実とともに、お互いの多様性を認め合い、お互いを思いやる福祉教育、悲しんでいる人、苦しんでいる人たちを助け合う福祉活動の推進を図ります。

また、一人ひとりが役割を持ち、地域や福祉への関心を高め、つながり、支え合うことで、住民が主役となって共に生きる「誰一人取り残さない地域共生社会の実現」を目指していきます。

スローガン

共につながり生きていく

孤立をつくらない地域づくり

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、基本視点に沿って 4 つの基本目標を掲げます。

1 思いやりの心と福祉を支える人づくり

安心して幸せに生活していくためには、地域福祉を支える様々な「人の力」が必要です。地域の子どもや高齢者までを対象に、ボランティア活動等に参加できるような動機づけや方策等を検討し、積極的に社会活動に参加できる人づくりを進めます。

2 安心を高める仕組みとサービスの基盤づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、時代の流れや住民ニーズを的確に把握し、サービスの量や質の充実につなげ、福祉サービスを必要とする町民に対し、適切にサービスを提供する基盤づくりを推進します。

3 住み続けたいと思える生活環境づくり

暮らしの安全に対する意識を高めながら、交通事故や犯罪、近年増えている自然災害等から命や財産を守る対策を進める等、安心して生活できる環境づくりに努めます。

また、高齢者、障がい者に関係する施策、虐待防止、成年後見等の人権に配慮した制度の理解づくり、利用促進を図ります。

4 支え合い・助け合う関係づくり

住民、行政、自治組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等、地域のあらゆる人々が地域福祉推進の担い手となり、それぞれの役割を果たしていくことができるよう、担い手育成や、組織的な活動への支援を行い、地域の中で支え合う関係づくりを進めます。

3 計画の体系

基本理念

スローガン

共につながり生きていく　孤独をつくらない地域づくり

基本的な視点

※市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

- 地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 包括的な支援体制の整備に関する事項

基本目標

1　思いやりの心と福祉を支える人づくり

（1）福祉意識の醸成

（2）社会福祉分野及び地域活動の担い手となる人材育成

（3）ボランティア等の社会福祉活動支援

2　安心を高める仕組みとサービスの基盤づくり

（1）地域の居場所・活躍の場づくり

（2）地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

3　住み続けたいと思える生活環境づくり

（1）地域住民に対する相談支援体制の整備

（2）必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立

（3）権利擁護や成年後見制度の推進

（4）防犯・防災に強いまちづくりの推進

4　支え合い・助け合う関係づくり

（1）保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進

（2）見守り・支援体制の充実

（3）複合化した地域課題を解決するための体制づくり

4 施策体系

基本目標１　思いやりの心と福祉を支える人づくり	
施策１	福祉意識の醸成
	①インクルーシブ理念と福祉意識の啓発
	②保健福祉に関する学びの場の提供
	③福祉教育等の推進
	④人権教育及び人権啓発活動の推進
施策２	社会福祉分野及び地域活動の担い手となる人材育成
	①福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策
	②健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化
	③社会に貢献できる人材の育成及び講習会等の開催支援
	④在宅高齢者の食生活支援の担い手養成
	⑤除雪支援の担い手育成
	⑥介護予防リーダーの養成
	⑦認知症サポーターの養成
施策３	ボランティア等の社会福祉活動支援
	①ボランティアセンター機能の充実及び各種ボランティアの養成、活動継続に向けた支援
	②ボランティアグループへの情報提供
	③除雪ボランティアへの支援
	④住民向け福祉講座、シンポジウム等の開催
	⑤民間協力者・功労者に対する表彰

基本目標２　安心を高める仕組みとサービスの基盤づくり	
施策１	地域の居場所・活躍の場づくり
	①交流機会づくり
	②民生委員児童委員の活動支援
	③自治組織（集落）の活動支援
	④社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進
	⑤老人クラブやサロン、いきいき百歳体操への活動支援
	⑥地域住民等が集う交流拠点の整備
	⑦子どもの遊び場の確保
	⑧シニア男性の社会参加のための企画開発

施策2	地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり
	①飯豊町社会福祉協議会との関係強化、活動支援
	②介護サービスの質の向上
	③障がいのある方の就労後の支援体制の整備
	④農業と福祉の連携による障がいのある方の社会参加の推進
	⑤高齢者等の住の確保に関する支援
	⑥買い物弱者等への支援
	⑦生活支援サービスの体制整備
	⑧家族介護者等への支援
	⑨冬期間の安全・安心な暮らしを実現するための除雪体制整備
	⑩除雪が困難な世帯に対する支援拡充
	⑪地域活動の活性化と地域、学校、行政による協働した取り組みの推進
	⑫高齢者等の就労に関する支援の拡充

基本目標３　住み続けたいと思える生活環境づくり	
施策1	地域住民に対する相談支援体制の整備
	①健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化
	②民生委員児童委員の適正配置
	③相談実施体制の充実
	④ひとり親家庭の相談・支援充実
	⑤妊娠前の健康管理の相談・支援の充実
	⑥妊娠期からの相談体制の充実
	⑦障がい者の地域生活支援拠点の整備
	⑧在宅医療・介護連携推進事業
	⑨包括的相談支援事業
	⑩地域包括支援センターの機能強化
	⑪アウトリーチ等を通じた継続的支援
	⑫住宅確保等、住まいに関する相談・支援
	⑬終活勧奨及び支援
施策2	必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立
	①疾病の早期発見、生活習慣病予防
	②住民による食育の推進
	③保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及
	④障がい福祉に関する制度及び障がい者差別解消条例の周知・普及
	⑤障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮の促進
	⑥福祉サービス情報の開示
	⑦デマンド交通システムの充実

	⑧免許返納者及び移動困難者に対する適切な交通サービスの提供
	⑨情報機器の活用促進
	⑩サービス提供の充実
	⑪出産・子育て情報の提供
	⑫生活困窮者自立支援事業
	⑬ひとり親家庭への支援の充実
	⑭子育て支援サービスの推進
	⑮切れ目のない在宅医療と介護サービス提供体制の構築と推進
	⑯認知症初期集中支援推進事業
	⑰罪を犯した人への社会復帰への取り組み
	⑱ヘルプマークを活用した障がいのある方等への配慮の促進
	⑲ＤＶ等の被害にあった方への対応
	⑳社会を明るくする運動を通じた理解促進と保護司会との連携
	㉑児童発達支援センターとの連携
	㉒ヤングケアラー対策事業
	㉓外国人及び移住者への支援
	㉔困難な問題を抱える女性への支援
	㉕住まいのバリアフリー化等の推進
施策３	権利擁護や成年後見制度の推進
	①権利擁護の推進
	②成年後見制度の利用のための支援強化及び普及
	③高齢者虐待の防止や対応に向けた体制等の整備
	④障がい者虐待の防止や対応に向けた体制等の整備
	⑤児童虐待の防止や対応に向けた体制等の整備
	⑥いじめ、虐待等の被害にあった子ども等へのケア
	⑦性的マイノリティに対する理解促進
施策４	防犯・防災に強いまちづくりの推進
	①安否確認による安心なまちづくり
	②緊急時対応による安心なまちづくり
	③地域住民等との協働による安心・安全なまちづくり
	④薬物乱用防止の推進
	⑤公共施設等のバリアフリー化の推進
	⑥町内バリアフリー化情報の提供
	⑦飯豊町災害ボランティアセンターの設置・運営
	⑧避難行動要支援者支援制度の推進
	⑨災害時協定締結による安心なまちづくり
	⑩児童・生徒非行の未然防止に向けた取り組み

基本目標４　支え合い・助け合う関係づくり	
施策１	保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進
	①生活支援サービスの充実
	②保健・医療・福祉・介護の連携強化
	③身近な福祉総合相談窓口の設置
	④障がいのある方の就労支援の充実及び障がい者雇用の促進
	⑤生活保護制度の適正実施
	⑥自殺対策の推進とゲートキーパーの養成
	⑦在宅医療に伴う日常生活用具の給付
	⑧精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
	⑨在宅医療・介護連携の推進
	⑩高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
施策２	見守り・支援体制の充実
	①民生委員児童委員定例会への参加等
	②見守り・助け合いネットワークづくり
	③単身高齢者等の見守り支援
	④被保護者の社会的、経済的な自立への強化促進
	⑤生活福祉資金等の各種制度の周知
	⑥地域共生社会の実現に向けた地域づくり
	⑦ひきこもり問題に関する相談支援（参加支援）
	⑧子どもの貧困対策と子ども食堂事業の推進
	⑨特殊詐欺の被害防止に向けた関係機関と連携した取り組み
	⑩外出中に行方不明になる高齢者等に対応する見守り・SOS ネットワークの強化
	⑪障がいのある児童に対する重層的な支援体制の構築
	⑫児童における医療的ニーズへの対応等
	⑬社会福祉法人連絡会活動の推進
	⑭婚活支援
	⑮Ｉターン・Ｕターンの促進
	⑯ゴミ屋敷等への福祉的支援
施策３	複合化した地域課題を解決するための体制づくり
	①共生型サービス制度の普及等
	②要援護者ニーズ把握
	③地域福祉コーディネーターの育成・配置
	④包括的な支援体制整備
	⑤空き家対策の強化
	⑥飼い主とペットを取り巻く問題への対応
	⑦多機関協働による資源開発の仕組み

5 地域福祉推進のために必要な圏域の考え方

地域福祉の推進には、地域住民や地域の多様な主体が、分野や世代を超えて共に参加・協力し、高齢、障がい、児童等関係する各分野と連携するとともに、地域の社会資源も生かしながら、問題の発見・解決を図ることが必要です。

本人や家庭を最も小さい範囲とし、生活を営む中で地域には様々な範囲の圏域が考えられますが、当計画においては、５層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していきます。

公　　助	公的な機関による支援 （行政、地域包括支援センター、地域支え合い推進員等）
共　　助	**身近な人間関係や地域の中で住民同士が助け合うこと** （住民組織、民生委員、ボランティア、関係団体、公民館等）
自　　助	個人の責任で自分自身が行う （家族、親族）

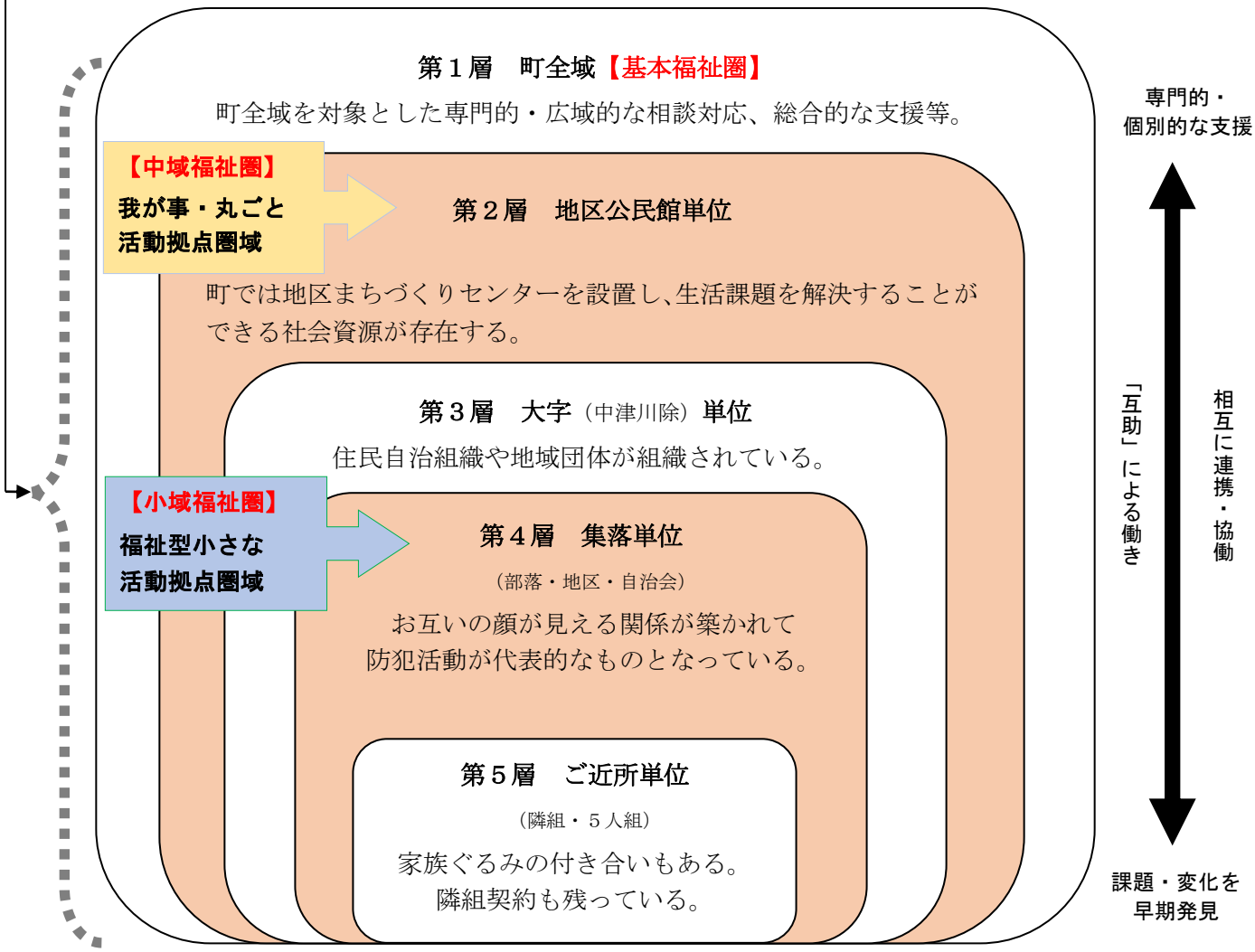

第４章　施策の展開・取り組み内容

1 思いやりの心と福祉を支える人づくり

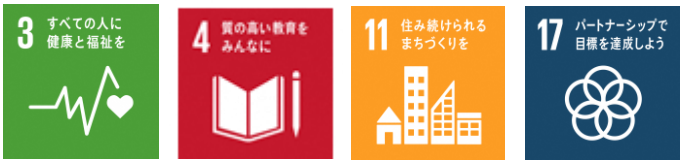

施策1　福祉意識の醸成

人権教育や福祉教育を通じて、思いやりの心や社会奉仕の精神など、地域共生社会実現の基盤となる町民一人ひとりの福祉意識を醸成します。

事業名	飯豊町の取り組み内容	主担当	地域や住民が取り組む内容	国等へ要望等	関連計画
1 インクルーシブ理念※1 と福祉意識の啓発	地域の子どもから高齢者まで共に生きていくことができる社会を実現するため、インクルーシブ理念の理解促進を図ります。	健康福祉課	障がい者理解、普及活動、支援の輪づくりに不可欠である障がい者の理解を正しく学ぶことのできる機会を、自治会や学校等で実施し、理解普及を促進します。		【障基】 【障福】
2 保健福祉に関する学びの場の提供	各種講座やイベントの開催を通じて、地域福祉への関心や福祉意識の向上に努めます。	健康福祉課 （社会福祉協議会）	行政、学校、事業所、公民館等が共同して福祉について知ってもらうイベントを開催し、住民は積極的に参加します。		
3 福祉教育等の推進 **具体的な取り組み1**	児童生徒が友達や地域との関わりを通して、どのような福祉の課題があるかを学び、課題を解決する方法を考え行動する力を養うことで、共に生きる力を育む福祉教育を推進します。また、町内の福祉施設の見学、体験等を通じ高齢者との関わりを深めます。	教育総務課 社会教育課 （社会福祉協議会）	家庭や地域住民の一人として身の回りの人々や地域との普段の関わりの中から福祉を考える機会を設け「ふだんのくらしのしあわせ」を意識づけしていきます。		

4 人権教育及び人権啓発活動の推進	人権尊重の理念を広め家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進します。	住民課 教育総務課	住民が人権問題を自らの課題として捉え、人権教育を進める組織や団体と連携した取り組みを促進します。		
	お互いの人権を尊重し合うことの大切さを伝えるために人権啓発活動の推進を図ります。	住民課 （人権擁護委員）	国籍、性別、年齢、障がいの有無、宗教、価値観などが異なる様々な環境や背景を持つ人々が共存し、それぞれが、自分らしく生き、能力を発揮できる社会があることを受入れて、お互いを尊重し「ともに生きる」意識を育てます。		

※1 インクルーシブ理念

「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」「すべての人が共生する」という社会政策における理念です。

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【障基】・・・・障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり基本計画

【障福】・・・・第７期飯豊町障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画（第３章２）

施策2　社会福祉分野及び地域活動の担い手となる人材育成

社会福祉分野において活躍できる人材づくりを進めるとともに、一人でも多くの町民が地域の支え合いや地域活動に参加し、活躍できるよう育成に向けた各種取り組みを行います。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策	介護保険事業、障害福祉サービス事業等において、介護福祉士等が確保できるよう人材養成及び定着のための支援を行うとともに、介護に携わる者が介護の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、キャリアアップに向けた取り組みを推進します。	健康福祉課	行政が行う人材育成及び定着支援制度を積極的に活用します。また、事業者は外国人介護人材を積極的に受け入れるにあたり、飯豊町の風土にあった労働者の確保について関係機関と連携した仕組みづくりを進めます。住民は定住のための支援を検討し実践します。	外国人等人材確保の支援及び研修 事業所等におけるICT・ロボット等導入による生産性向上のための支援拡充	飯豊町介護職員初任者研修受講支援事業実施要綱
	認定こども園、学童クラブ等において、保育教諭や放課後児童支援員等を確保するため、人材養成及び定着支援を行うとともに、保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、キャリアアップに向けた取り組みを推進します。	教育総務課	行政が行う人材育成及び定着支援制度を積極的に活用します。また、スタッフについて柔軟な働き方が実現できるよう雇用制度の見直しを図ります。		
2 健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化	各種がん検診、特定健康診査の必要性を啓発し、受診率の向上を図るとともに、生活習慣病発	住民課 健康福祉課	地域の集まりの場に参加しない住民に声をかけ合う等、住民同士が互いに見守り寄り添うこ		【健康】 【ＤＨ】 【自殺】 【障福】

	症・重症化の予防に向け、丁寧な保健指導を行います。また、こころの健康づくりの充実を図るとともに、ゲートキーパー(自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人）の育成に努めます。		とで、いち早く適切な支援に繋げていきます。また、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（メンタルヘルスセルフチェックシート及び訪問支援）を図ります。		
3 社会に貢献できる人材の育成及び講習会等の開催支援	相互の支え合いと秩序ある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、福祉に関心を寄せる人材を育てるために、体験学習・奉仕活動・地域との交流活動等の機会を確保します。また、各種講習会や教室等の住民の参加を通じ、地域の保健福祉にかかわる人材の発掘・育成に努めます。	社会教育課 (社会福祉協議会)	次世代を担う子どもたちに福祉を身近なものと感じてもらえるよう学校や地域等が連携し体験学習や交流活動等の場づくりを行います。また、子どもと保護者が一緒になって企画やイベントへの積極的参加を促します。		
4 在宅高齢者の食生活支援の担い手養成	食生活に不安のある在宅高齢者等に対して、自立した生活が営めるように支援するため、配食サービスによる支援に加え、総合事業による訪問型サービスの確立を地域の実情に応じて行います。	健康福祉課 (食生活改善推進員連絡協議会)	食生活改善推進員連絡協議会等と連携し担い手の養成を図ります。 また、単身高齢者等を対象とした会食形式による企画（会食サービス）を民生委員児童委員協議会、関係団体等と連携して実施します。		【介保】
5 除雪支援の担い手育成	有償ボランティアの仕組みを積極的に導入し、共助組織を増やしてい	健康福祉課 地域整備課 (社会福祉協議会)	共助組織が既に存在する地域は、謝金の引き上げに関する検討とあわ		【克雪】

	くことで担い手の確保育成につなげます。		せて後継者の育成に向け地域での広報及び声がけを進めます。共助組織が存在しない地域は、地元自治会等による話し合いを進めるためのニーズ調査、立ち上げ支援を地域支え合い推進員が担います。		
6 介護予防リーダーの養成	地域の高齢者の介護予防体操等、総合事業による通所型サービスの提供を目的として、介護予防リーダーの養成を行います。	健康福祉課	町や社会福祉協議会等が主催する介護予防リーダー研修会へ積極的に参加します。また、地域での介護予防体操（いきいき百歳体操）の普及を図ります。		【介保】
7 認知症サポーターの養成	認知症キャラバンメイトの養成から、認知症サポーターの養成を普及し、認知症について正しい知識を小中学校から各公民館、企業へ拡大していくことを目指します。	健康福祉課 社会教育課 （社会福祉協議会）	小中学校の授業での認知症サポーターの養成講座の開催を進めるとともに地区公民館や企業による養成を関係機関が連携して行います。		

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【健康】・・・・健康いいで 21

【ＤＨ】・・・・第２期飯豊町保健事業実施計画（データヘルス計画）

【自殺】・・・・いのち支える飯豊町自殺対策計画

【障福】・・・・第７期飯豊町障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画（第３章２）

【克雪】・・・・飯豊町地域安全克雪方針

【介保】・・・・第９期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

施策3　ボランティア等の社会福祉活動支援

ボランティア団体や活動に対し、情報の入手、活動拠点に関する支援に取り組むとともに、社会福祉法人に対し、公益的活動の促進や人材育成、連携強化に取り組みます。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 ボランティアセンター機能の充実及び各種ボランティアの養成、活動継続に向けた支援	ボランティアセンターの設置又はボランティア活動を紹介できる体制の整備に努め、個人やグループだけでなく、地元企業等に対し活動及び研修への参加を呼びかけます。	社会教育課 (社会福祉協議会)	社会福祉協議会及び関係機関が主催する研修会等に積極的に参加します。		
2 ボランティアグループへの情報提供	ボランティア情報について、ホームページ等で発信し、住民のボランティア活動への参加の機会づくりを進めます。	社会教育課 (社会福祉協議会)	社会福祉協議会が中心となってボランティアグループ同士の情報交換や意見交換の場を作ります。また、SNS の活用を通じて、活動の活発化を図ります。		
3 除雪ボランティアへの支援	企業の社会貢献、学生の福祉教育、雪かき体験イベント等、積極的に支援します。また、有償ボランティア共助組織の負担を軽減するため、社会福祉協議会を中心とした町独自の仕組みを導入します。	健康福祉課 地域整備課 企画課 (社会福祉協議会)	共助組織の代表や関係機関等で構成する「飯豊町除雪体制づくりプロジェクト会議（令和６年度設置)」での意見交換を通じ、行政と一体となって冬期間の住み良い地域環境づくりを進めます。	克雪対策補助金による継続支援	【克雪】
4 住民向け福祉講座、シンポジウム等の開催	公的施設の開放と町内各組織が主催するイベント等の事業を組み合わせ、多世代が集い、交	健康福祉課 社会教育課 企画課 (社会福祉協議会)	地域福祉の担い手の発掘を目的とした講座やシンポジウム等を社会福祉協議会等が計画的		

	流を深める事業を支援します。		に開催し、行政と一体となって人材の育成に取り組みます。		
5 民間協力者・功労者に対する表彰 【新規】	永年率先して活動を行っている方について県知事表彰や県民福祉大会会長表彰等へ積極的に推薦します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	表彰を受けられた方の活動功績や社会的意義について地域住民に広く周知を図ります。		

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【克雪】・・・・飯豊町地域安全克雪方針

2 安心を高める仕組みとサービスの基盤づくり

施策1　地域の居場所・活躍の場づくり

地域に愛着を持ち、地域福祉に対する関心を高めることができるよう、子どもから大人まで幅広い町民や当事者同士の交流の場・機会創出に取り組みます。

また、町民一人ひとりが地域の中で役割や生きがいを持って生活できるよう、社会参加に向けた支援を行います。

事業名	飯豊町の取り組み内容	主担当	地域や住民が取り組む内容	国等へ要望等	関連計画
1 交流機会づくり	高齢者や障がいのある方、子育て中の親子などが、地域の人々と気軽に交流できる「地域の居場所」や住民主体の通いの場「いきいき百歳体操」など、地域における交流の機会づくりを推進します。	健康福祉課 教育総務課 社会教育課	障がい者理解、普及活動、支援の輪づくりに不可欠である障がい者の理解を正しく学ぶことのできる機会を、自治会や学校等で実施し、理解普及を促進します。		【障福】
2 民生委員児童委員の活動支援	役割負担の軽減や活動しやすい環境づくり等の支援を行うとともに、関係行政機関と連携を強化します。	健康福祉課 教育総務課 （社会福祉協議会）	単身高齢者の見守りなど民生委員の活動に対し住民も必要な協力を行います。		
3 自治組織（集落）の活動支援	住民自治組織による自発的な活動や取り組みを積極的に支援します。	総務課 （社会福祉協議会）	住民自治組織の活動やイベントに対し、近隣同士の声がけなどを通じ積極的な参加を促します。		
4 社会福祉法人による「地域におけ	社会福祉を目的とする多様なサービスの振	健康福祉課 （社会福祉法人連絡会）	ＲＡＮ伴などをはじめとする福祉イベントの		社会福祉法第 24 条

る公益的な取り組み」の推進	興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現に向けた検討を行います。		企画実施を行います。 ※RAN 伴・「タスキをつなぐ」という非日常な体験・出会いから、認知症の人と一緒に誰もが暮らしやすい地域づくりを提案する全国キャラバン。		第 2 項
5 老人クラブやサロン、いきいき百歳体操への活動支援	老人クラブ育成支援やいきいき百歳体操への立ち上げ支援・継続支援を行います。	健康福祉課	自治会等と連携した老人クラブへの加入促進及びいきいき百歳体操の取り組みを推進します。		【介保】
6 地域住民等が集う交流拠点の整備 【新規】	高齢者や障がい者、子育て中の親子など様々な方が集まり、夏や冬も快適に活動できるよう、公民館の環境整備に努めます。	企画課 社会教育課	高齢者のサロン活動や地域イベントなど交流拠点の有効活用を図ります。	冷暖房設備改修等のリフォーム支援	
7 子どもの遊び場の確保 【新規】	遊休施設等を活用した遊び場の整備を行い、最寄りのお出かけスポットなどについて SNS を活用しながら子育て世代に広く情報提供して行きます。	企画課 社会教育課	関係団体との連携を図り、子どもと保護者・地域住民に対して、安全で楽しく利用するための安全確保について普及啓発を行います。		
8 シニア男性の社会参加のための企画開発 【新規】	多様な世代が相互に交流し、属性や性別によらずに地域の活動に参画できる環境を整えます。	社会教育課 健康福祉課 企画課	「健康マージャン」等高齢男性をターゲットとした企画を取り入れた新たな通いの場づくりを行います。		

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【障福】・・・・第７期飯豊町障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画（第３章２）

【介保】・・・・第９期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

施策2　地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

住民や地域の各種団体、関係機関など、多様な主体が連携して地域を支える仕組みの整備を図ります。

事業名	飯豊町の取り組み内容	主担当	地域や住民が取り組む内容	国等へ要望等	関連計画
1 飯豊町社会福祉協議会との関係強化、活動支援	飯豊町社会福祉協議会との連携・協働を進化させることにより、地域福祉の推進を図ります。	健康福祉課 （社会福祉協議会）	社会福祉協議会を核として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進します。		
2 介護サービスの質の向上	サービス提供事業者の更なる資質の向上を図るため、研修や資格取得を事業者に奨励します。また、利用ニーズに合った受け入れ態勢への支援を進めるとともに事業者指導を実施します。	健康福祉課	事業者は要介護者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、サービスの質の評価を行うことなどにより、常にサービスを受ける者の立場に立ってサービスを提供します。		
3 障がいのある方の就労後の支援体制の整備	障がい者の就労後の職業定着支援や障がい者の就労拡大のための企業開拓に向けて、学校や関係機関等の連携を更に図り、継続した支援体制を整備します。	健康福祉課	障がい者理解、普及活動、支援の輪づくりに不可欠である障がい者の理解を正しく学ぶことのできる機会を、自治会や学校等で実施し、理解普及を促進します。		【障福】
4 農業と福祉の連携による障がいのある方の社会参加の推進	農業と福祉が連携し、障がいのある方の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいの	農林振興課 健康福祉課	町内等の農業事業者による障害者雇用、障害者就労継続支援事業所等による農業参入や作		【県障】

	創出と、社会参画を実現する取り組みを推進します。また、就労継続支援Ａ型事業所※1の立ち上げ支援など障がいのある方が町内で活躍できる環境づくりを進めます。		業受託などについて、検討します。		
5 高齢者等の住の確保に関する支援	住宅の老朽化等に伴い低所得のため改築費用が捻出できない世帯が、安心して住まいを確保できるよう支援を検討します。	地域整備課 健康福祉課 （社会福祉協議会）	軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は空き家活用を含めた住まい提供を行います。		【住基】
6 買い物弱者等への支援	生活に必要な買い物をすることが難しい方に対し、移動を支援する仕組みづくりに加え移動販売の充実など在宅でも必要なものが購入できるサービスの充実を図ります。	商工観光課 住民課 健康福祉課 （社会福祉協議会）	地域と事業者との協働により買い物代行や宅配サービス、移動販売等、低所得の方でも利用できるサービスや社会資源を構築します。また、新たに有償ボランティアの仕組みづくりを検討します。		【交通】
7 生活支援サービスの体制整備	生活支援の基盤整備のため、地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及びスキルアップを図り、新たなサービスの創出・ネットワーク構築を図ります。障がい者の生活を支援する機能の集約を行う「地域	健康福祉課 社会教育課 （社会福祉協議会）	在宅での生活を総合的に支援する観点から、町、関係機関、地域住民との適切な連携・調整を図りながら各地区公民館を拠点として地域での支え合いの取り組みを推進していきます。		【介保】 【障福】

	生活支援拠点」を令和８年度末までの間に西置賜地域で１つ以上確保します。				
8 家族介護者等への支援	在宅で介護されている方へ、介護に関する研修会の開催や介護者間の情報交換、リフレッシュの機会を設けることで、身体的・精神的及び経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課 （社会福祉協議会）	在宅で介護を行っている方を地域で支え合う環境づくりを進めるとともに家族介護教室への参加及び各種支援制度の活用を促します。		【介保】
9 冬期間の安全・安心な暮らしを実現するための除雪体制整備	冬期間において子どもから高齢者まで安心して外出等が行えるように、車道・歩道の公的機関による除雪体制の強化を図ります。特に、児童が安全に登校できるようにグリーンベルト部分の除雪に対応します。	地域整備課	地域において、住民が協力して一緒に家屋やその周辺、歩道や生活道路等の公共空間、公民館等の地域共有の施設などの作業を行う地域除雪活動について検討します。		【克雪】
10 除雪が困難な世帯に対する支援拡充 **具体的な取り組み 2**	道路から玄関までの距離が長く諸事情により宅道除雪ができない高齢者又は障がい者世帯に対し必要な支援を拡充します。	健康福祉課 地域整備課	宅道除雪事業の受託を受ける各地域除雪隊における後継者の養成に取り組みます。		【克雪】 ※飯豊町地域支え合い除雪事業実施要綱
	民地の屋根雪降ろしや敷地内除雪が困難な世帯及び非課税世帯等に対し除雪ヘルパーを派遣するなど支援の拡充を図ります。	健康福祉課	関係機関が連携し除雪ヘルパー派遣事業及び除雪費支給事業の活用を図りながら、地域の除雪ニーズの掘り起こしを行います。		【克雪】 ※飯豊町除雪ヘルパー派遣事業・除雪費支給事業実施要綱

	様々な支援策や取り組みでは補えない除雪の困難や負担を補うため、有償ボランティアの制度を積極的に導入し社会福祉協議会を中心として町独自の仕組みづくりを進めます。	健康福祉課 地域整備課 （社会福祉協議会）	社会福祉協議会等が自治会や自主防災組織関係者に対し有償ボランティアの活動事例や有用性を伝えながら除雪ボランティア活動の活性化を図ります。また、大雪の際、世帯の増大する除雪費用の一部を補填するため対象者を限定した共済制度（豪雪保険）の導入について保険会社等と検討します。		【克雪】 ※飯豊町有償ボランティア支援事業実施要綱
11 地域活動の活性化と地域、学校、行政による協働した取り組みの推進	「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を通じて地域・学校・行政が一体となったイベントなどの取り組みを進めます。	社会教育課 教育総務課 健康福祉課 企画課	地域の特色を生かした地域学校協働事業に高齢者など地元住民が関わる機会を多く創出します。	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金による支援の継続	
12 高齢者等の就労に関する支援の拡充 【新規】 **具体的な取り組み3**	シルバー人材センターへ事業への協力を行うとともに、地元企業に対し高齢者の働く場の確保に向けてシニア求人への理解を呼びかけます。また、社会福祉協議会が就労に関する困りごとを抱えている方の相談に応じ、関係機関と連携し就労への後押しができるような新たな支援を行ううえで「無料職業紹介事業」	商工観光課 健康福祉課 （社会福祉協議会）	地元企業等は、シニア人材の活用を意識した新たな体制や雇用制度づくりを進めます。 地元住民は、定年後も就労が計画的に行われるように人生設計や体力づくりを行います。		

	の立ち上げを検討します。				

※1 就労継続支援Ａ型事業所

障がいや難病などのある人が、一般企業での就労が難しい場合に、雇用契約に基づいて働くことができる障害福祉サービスであり、最低賃金以上の給与が支払わることや職業体験や訓練、就労に必要な能力の習得など、一定の支援を受けることができるのがＢ型との違いになります。

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【県障】・・・・第６次山形県障がい者計画

【障福】・・・・第７期飯豊町障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画（第３章２）

【介保】・・・・第９期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【住基】・・・・飯豊町住生活基本計画

【交通】・・・・山形県地域公共交通計画（飯豊町版）

3 住み続けたいと思える生活環境づくり

施策1　地域住民に対する相談支援体制の整備

子どもから大人まで複雑化・複合化する福祉ニーズに対し、相談を受け入れ、コーディネートできる機能の充実に取り組むとともに、面談や電話だけでなくメール・SNS など多様な相談に対応できる相談窓口の機能強化を行います。

また、住民に対しわかりやすい相談窓口の周知を図るため、暮らしに役立つ情報を掲載した飯豊町「くらしの便利帳」への掲載などによる広報を行います。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化	自分の健康は自らが守るという意識の普及・啓発を図るとともに、健康教室・健康相談等を実施します。	健康福祉課	多くの住民が健康教室に参加することで自分に合った生活習慣を確立します。		
2 民生委員児童委員の適正配置	民生委員児童委員は、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。地域福祉の向上に向けて、適正配置に引き続き努めます。	健康福祉課	委員のなり手不足対策として役割の負担軽減を図り仕事と民生委員活動の両立していくための仕組みづくりについて民生委員児童委員協議会及び関係機関が一体となって話し合いを行います。		
3 相談実施体制の充実	要介護者や家族等からの相談に対し、公的機関や専門機関、民生委員児童委員と連携し、相談支援体制の強化に努めます。	健康福祉課 （地域包括支援センター） （社会福祉協議会） （民生委員児童委員協議会）	住民同士で援助や支援が必要な方の早期発見に努め、「健康福祉課（地域包括支援センター）」や「福祉総合相談窓口」等へのつなぎを行います。		【介保】

	障がい当事者や家族等からの相談に対し、公的機関や専門機関、民生委員児童委員と連携し、相談支援体制の強化に努めます。	健康福祉課 （社会福祉協議会） （民生委員児童委員協議会）	住民同士で援助や支援が必要な方の早期発見に努め、「健康福祉課（福祉室）」や「福祉総合相談窓口」等へのつなぎを行います。		【障福】
	健康づくりのための情報提供を充実させるとともに、生活習慣病の予防や改善に向けた相談体制の強化に努めます。	健康福祉課	住民同士で援助や支援が必要な方の早期発見に努め、「健康福祉課」等へのつなぎを行います。		
	子育てに関する情報提供を充実させるとともに、総合的な相談窓口の充実に努めます。	教育総務課 健康福祉課	住民同士で援助や支援が必要な方の早期発見に努め、「健康福祉課（こども家庭センター）」等へのつなぎを行います。		
	出産・育児に悩む母親に対し、児童虐待の予防につなげることも留意し、妊産婦からの相談体制の充実に努めます。	健康福祉課 教育総務課	住民同士で援助や支援が必要な方の早期発見に努め、「健康福祉課（こども家庭センター）」等へのつなぎを行います。		
4 ひとり親家庭の相談・支援充実	様々な問題や不安を抱えやすい、ひとり親家庭の不安を解消するため、各関係機関と連携を深めながら相談・支援の充実に努めます。	健康福祉課 （こども家庭センター※1） 教育総務課	住民同士で援助や支援が必要な方の早期発見に努め、「健康福祉課（こども家庭センター）」等へのつなぎを行います。		
5 妊娠前の健康管理の相談・支援の充実 【新規】	妊娠前の健康管理等のご相談には随時対応します。	健康福祉課 （こども家庭センター※1） 医療機関（産婦人科）	妊娠に関して不安がある方については、産婦人科への相談を促します。		

6 妊娠期からの相談体制の充実【新規】	妊娠届時、妊娠 8 か月時、出産後に保健師と関わる機会を設け、それ以外でも適宜対応します。また、新たに出産に伴う経済的負担の軽減措置を検討します。	健康福祉課 (こども家庭センター※1)	思いがけない妊娠等、出産・育児に悩む母親に対し家族や住民同士で見守り、産婦人科、助産師及び保健師への相談を促します。		
7 障がい者の地域生活支援拠点の整備	障がい者の重症化や高齢化、「親亡き後」を見据え、地域で障がい児やその家族が安心して生活するための地域生活支援拠点等の整備を令和８年度末までの間に西置賜地域で１つ以上確保します。	健康福祉課 教育総務課	障がいを持つ方の暮らしづらさについて、自分が暮らす地区内に目を向け、町が開催する協議会等へ意見を発信するほか、支援ネットワークづくりに協力します。		【障福】
8 在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療機関や介護事業所のリストを作成し、連携のために活用します。	健康福祉課 国保診療所	在宅医療・介護連携推進室の相談窓口を効果的に活用します。		【介保】
9 包括的相談支援事業	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け入れ、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供を行います。また、地域の民生委員児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	健康福祉課 (福祉事務所（県）) (置賜成年後見センター) （社会福祉協議会） (民生委員児童委員協議会)	住民同士が課題を抱えた人や世帯に気づき確実に関係機関につなぎます。また、社会福祉協議等が実施する必要な社会資源づくりに参加協力します。		【介保】
10 地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センター及び職種ごとのグループによる合同研修や勉強会を定期的に開催し、職員の資質向上を図り	健康福祉課	最近の町内高齢者の意識調査で、地域包括支援センターの認知度は 65 歳以上の 6 割にとどまっているため、当セ		【介保】

	ます。また、地域包括支援センターの評価の実施について検討します。		ンターの名称・役割を住民同士で広めていきます。		
11 アウトリーチ等を通じた継続的支援 【新規】	性別・年齢・障がいの有無を問わず、主に孤独・孤立化の可能性のある方に対し、健康福祉課及び社会福祉協議会の職員が訪問により困り感の把握に努め、必要時は制度・サービスにつなぎ、町民の安全・安心を確保します。	健康福祉課 （社会福祉協議会）	必要な支援が届いていない人に支援を届けられるよう、社会福祉協議会等の支援機関とのネットワークの構築に協力します。		
12 住宅確保等、住まいに関する相談・支援 【新規】	令和 6 年度から地域整備に新設された「住宅政策室」にて、町営住宅や定住促進住宅、宅地分譲、空き家バンク、リフォーム支援等、住まいに関する相談等の支援を行います。また、令和 7 年度から生活困窮者の自立相談支援機関内に設置される「住まいの総合相談窓口※2」にて、住宅確保要配慮者及び生活困窮者を対象とした居住支援を行います。	地域整備課 健康福祉課 （社会福祉協議会） （福祉事務所（県））	どこに相談したら良いか分からない等の「住まいに関する悩み」を持つ方に対し、適切に地域整備課（住宅政策室）又は社会福祉協議会（住まいの総合相談窓口）へのつなぎを行います。		【住基】
13 終活勧奨及び支援 【新規】	自分の思いが反映された終末期を迎えられるよう、エンディングノート※3 の普及等に努めます。	健康福祉課	町等が行う終活に関する取り組みに積極的に参加します。		

※1 こども家庭センター

「母子保健」と「児童福祉」を一体化し、妊産婦やこども、子育て家庭を包括的に支援する相談機関です。統括支援員のマネジメントの下、保健師や栄養士、保育士、子ども家庭支援員などの専門職が相談に応じ、悩みに寄り添いながらサポートします。さまざまな子育て支援の情報提供や、相談内容によっては、関係機関と連携するなどして継続的な支援を行っていきます。

※2 住まいの総合相談窓口

生活困窮者自立支援法の改正により、法律上の定義に「居住の支援」が明記されたことを受けて、令和7年4月から自立相談支援機関内（本町の場合は、社会福祉協議会）に設置されることになった。生活困窮者に限らず、住まいに課題のある方からの相談を包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支援につなぐ役割がある。

※3 エンディングノート

自分や家族が亡くなった場合や意思疎通が難しくなった場合に、必要な情報を残しておくことで、家族の負担を軽減したり、自分の希望を伝えたりすることができる重要な役割を果たします。「葬儀やお墓に関すること」「財産相続に関する意思」「医療や介護に関する希望」「預金など資産の状況」「家族に対する想い、気持ち」などを記載することで家族がスムーズに対応できるようにするだけでなく、自分自身にとっての安心にもつながります。

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【障福】・・・・第7期飯豊町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（第3章2）

【介保】・・・・第9期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【住基】・・・・飯豊町住生活基本計画

施策2　必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立

子どもから大人まで町民が必要な支援を適切に利用することができるよう、サービス内容や制度の周知・普及に努めるとともに、サービスの充実や質の向上を図ります。

また、住民に対する情報提供のあり方としては、積極的なICT活用とあわせて、その対象によっては従来からの回覧板等の活用も取り入れるものとします。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 疾病の早期発見、生活習慣病予防	疾病の早期発見と生活習慣病予防のために、定期的な健康診査受診の周知等に努めます。	健康福祉課 住民課	住民同士で健康診断や特定健診等、各種健診の受診を呼びかけます。		【健康】 【ＤＨ】
2 住民による食育の推進	関係機関との連携を深め、地域に根差した食育活動が推進できるように努めます。	農林振興課 健康福祉課 教育総務課 商工観光課 （食生活改善推進員連絡協議会）	関係機関と連携して地域で健康フェスタや体験教室、食育講演会、食育フォーラム等の主催又は協力を行います。		【食育】 【健康】
3 保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	住民が保健福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	健康福祉課	予防接種など制度の周知が行き届かない心配がある方に対し、地域住民や関係機関等が連携して対応できているかの確認を行います。		
4 障がい福祉に関する制度及び障がい者差別解消条例の周知・普及	住民が障がい福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むようガイドブックの製作など、これらの周知・普及に努めます。	健康福祉課	民間事業者における「合理的配慮の提供」など地域社会の中で制度への理解を高めるための取り組みを推進します。		
5 障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮の促進	障がいのある児童生徒が、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、他の子どもと	教育総務課 健康福祉課 （こども家庭センター※1） 社会教育課	身近な地域で共に暮らせる新しい社会に向けて、特に中高年層に対し時代の移り変わりの		

	等しく教育を受けることができるよう、合理的配慮にかかる理解を進め、教育環境の整備を推進します。		中での教育環境の変化について理解づくりを進めます。		
6 福祉サービス情報の開示	契約制度の中で、事業者情報が利用者の自己選択に役立つよう、「介護サービス情報の公表」をはじめ、公開されている情報の周知を図ります。	健康福祉課	適切な福祉サービスの利用を図るためにサービス情報公開制度を活用します。		
7 デマンド交通システムの充実 【新規】 **具体的な取り組み 4**	町民へのサービス提供を通じ、運行課題や利用者の傾向把握に努め、運行委員会等での議論を深めながら利用しやすい環境の整備に努めます。また、7年度は、ほほえみカーをさらに知ってもらうための取組みとして「乗車体験ツアー」「出前型乗り方教室」を実施します。	住民課 (社会福祉協議会)	高齢者の方は、ほほえみカーへの理解を深めるため、お試し乗車体験会等に積極的に参加します。	地域公共交通関係補助制度の充実	
8 免許返納者及び移動困難者に対する適切な交通サービスの提供	高齢ドライバーによる交通事故が社会問題化するなかで様々な特典が受けられる運転免許自主返納支援事業の内容を町民に周知します。また、運転免許返納者を含む交通弱者（高齢者や障がい者等）に対し、デマン交通システムによる適切なサービスの提供に努めるととも	住民課 健康福祉課 (社会福祉協議会)	ほほえみカーへの単独乗車が難しい方を支援するために設けられた添乗員付き運行便を有効に活用します。また、ほほえみカーの利用が出来なくなった方等は、住民同士で「健康福祉課」「社会福祉協議会」へのつなぎを行います。	自動運転事業関係補助制度の充実	

	に、福祉車両による利用が必要な方の外出を支援するため、福祉タクシー券交付事業や福祉有償運送サービスの利用に関する適切な情報提供に努めます。その他、自動運転による新たな移動手段の導入について検討します。				
9 情報機器の活用促進	年齢や障がいの有無に関係なく、全ての住民が同じように情報機器を活用して、情報収集や活用などができるよう、学習機会の周知に努めます。	企画課 健康福祉課	障がいの有無に関係なくパソコンに詳しい住民は、障がいのある人に ICT 機器の操作についての支援するパソコンボランティアに挑戦してみます。		
10 サービス提供の充実	要支援・要介護認定を受けた高齢者が、質の高いサービスを受けることができるよう介護サービスの基盤整備とサービス提供事業者への必要な支援に努めます。	健康福祉課	事業所と地域住民との交流を通じて施設の認知度アップにつなげるとともに地域資源を活用することによりサービスの質の向上を図ります。		
	障害福祉サービスの充実のため、サービス提供事業者への必要な支援に努めます。	健康福祉課	事業所と地域住民との交流を通じて施設の認知度アップにつなげるとともに地域資源を活用することによりサービスの質の向上を図ります。		
11 出産・子育て情報の提供	妊娠届時・妊娠 8 か月時・出産後・乳幼児健診時等で子育て情報をお	健康福祉課 (こども家庭センター※1) 教育総務課	町のデジタル母子手帳へ登録し、赤ちゃん訪問や赤ちゃんサロン、		

	伝えします。また、デジタル母子手帳を導入し、町からの情報や育児コラムを通じて育児を支援します。		産後ケア事業等を効果的に利用します。		
12 生活困窮者自立支援事業	経済的困窮等の困難を抱える生活困窮者の社会的自立を促すため、各関係機関と連携を深めながら相談・支援の充実に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (福祉事務所(県))	住民同士で生活に困窮する住民を社会福祉協議会につなげるとともに地域で働く場や参加する場を創出するなど「生活困窮者支援を通じた地域づくり」に協力します。		
13 ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定を図るために必要な支援を提供し、自立に向けてハローワーク等の関係機関と連携した支援に努めます。	健康福祉課 (こども家庭センター※1) 住民課 教育総務課 商工観光課	困窮世帯やひとり親家庭を対象としたフードバンクへの協力を行います。また、社会福祉協議会が中心となり、ひとり親やその子どもたちとボランティア等が集まり一緒にご飯をつくる・食べる・楽しい時を過ごす・時には困りごとの相談にのる事業(対象者限定型:子ども食堂)の立ち上げを検討します。		
14 子育て支援サービスの推進	育児支援等の新しいサービスとして子育て世帯訪問支援事業を実施しています。また、新たに赤ちゃんのおむつ用品支給等の事業を検討します。	健康福祉課 (こども家庭センター※1)	子育て世帯が地域から孤立化しているという課題に対応するため子育てサロン等の活動を推進します。		

15 切れ目のない在宅医療と介護サービス提供体制の構築と推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に取り組みます。また、デジタル技術を活用した新たな地域医療の構築を図ります。	健康福祉課	住民の在宅医療・介護連携の理解を促進するための普及啓発等の取り組みに協力します。		【介保】
16 認知症初期集中支援推進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついていない認知症又は認知症の疑いがある方を対象に、適切なサービスの安定的利用につなぐ支援を行います。	健康福祉課 （認知症疾患医療センター）	専門職で構成された認知症初期集中支援チームの訪問に協力します。		【介保】
17 罪を犯した人への社会復帰への取り組み	犯罪を犯した人あるいは非行のある少年を改善・更生するため、保護司又はその関係団体との連携を密にして社会復帰への支援を行います。	住民課 教育総務課 （保護司）	地域社会とつながることができず、孤立してしまい、結果として犯罪を繰り返してしまうことが無いように、地域や関係機関が連携してつながります。		
18 ヘルプマークを活用した障がいのある方等への配慮の促進	障がいのある方や難病患者、妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで援助を得やすくするための「ヘルプマーク」の普及を進めます。	健康福祉課 （身体障がい者福祉協会）	身に着けた住民を見かけた場合は、思いやりのある行動を心がけることが住民の役割であることを普及させます。		
19 DV 等の被害にあった方への対応	DV 被害者については、迅速かつ安全な保護のため、「DV 被害者等緊急	健康福祉課 住民課	DV 被害者が安心して地域で暮らせる社会、自立して暮らせる社会		【犯被】 ※DV 被害者等緊急避

	避難支援要綱」に基づき援助を行います。DV 被害者の個人情報の適切な保護並びに関係機関との連携による自立支援を図ります。		の実現を目指して DV の早期発見と予防のための啓発活動に協力します。		難支援要綱
20 社会を明るくする運動を通じた理解促進と保護司会との連携 【新規】	犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で協力しながら犯罪のない安全で安心な明るい地域社会を築きます。	住民課	犯罪や非行のない地域社会を築くために、住民が力を合わせ、理解を深め、行動する運動に協力します。		
21 児童発達支援センターとの連携 【新規】	障がい児への重層的な地域支援体制を構築し、地域の児童発達支援センターと連携し、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築します。	健康福祉課 教育総務課	障がい児を地域で支えるために地域住民が障がいに対する正確な知識と理解を促進するための取り組みを行います。		【障福】
22 ヤングケアラー対策事業 【新規】	ヤングケアラーについての実態を把握し、早期に発見して適切な支援につなげるため、福祉、介護、医療、教育などの関係機関の連携を図ります。	健康福祉課 (こども家庭センター※1) 教育総務課	社会的認知度の向上につなげるため、民生委員児童委員等による実態把握を通じ、地域の関係機関・団体等で支援できる取組みを検討します。		
23 外国人及び移住者への支援 【新規】	必要な情報にいつでも誰もがアクセスできるような環境整備に努め、きめ細やかで寄り添った支援を行います。	企画課 社会教育課	移住後の生活の不自由が解消できるように、生活上の心配事を聞くなど暮らしの助言などのサポートを「移住・定住コンシェルジュ」等と連携して近隣住民が出来る範囲で行います。	山形県移住世帯向け食の支援事業の支援拡充	

24 困難な問題を抱える女性への支援 【新規】	女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化しています。困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行います。	健康福祉課 (こども家庭センター※1) (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	地域における生活再建等の自立支援など、地域の特色を生かした活動により、行政のみでは対応が行き届きにくい支援を民生委員及び社会福祉協議会が中心となって実施します。		【女性】
25 住まいのバリアフリー化等の推進	高齢者や障がい者等が住宅をバリアフリー化するための住宅改修費の一部補助など必要な支援を行います。	健康福祉課 地域整備課	バリアフリー化の理念や必要性に対する関心と理解を深め、公的な「介護保険制度」や「減税制度」などを活用し高齢者や障がい者が安全に暮らせる住環境を整備します。		【介保】 【障基】

※1 こども家庭センター

「母子保健」と「児童福祉」を一体化し、妊産婦やこども、子育て家庭を包括的に支援する相談機関です。統括支援員のマネジメントの下、保健師や栄養士、保育士、子ども家庭支援員などの専門職が相談に応じ、悩みに寄り添いながらサポートします。さまざまな子育て支援の情報提供や、相談内容によっては、関係機関と連携するなどして継続的な支援を行っていきます。

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【健康】・・・・健康いいで 21

【ＤＨ】・・・・第 2 期飯豊町保健事業実施計画（データヘルス計画）

【女性】・・・・山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画

【自殺】・・・・いのち支える飯豊町自殺対策計画

【障基】・・・・障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり基本計画

【障福】・・・・第 7 期飯豊町障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画（第 3 章 2）

【犯被】・・・・飯豊町犯罪被害者等支援推進計画

【介保】・・・・第 9 期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【食育】・・・・第 3 期飯豊町食育・地産地消推進計画

施策3　権利擁護や成年後見制度の推進

認知症や知的・精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や暮らし、権利を守り、適切なサービス利用ができるよう、成年後見制度の利用促進に努めます。

また、児童、高齢者、障がい者等における権利を保障するとともに、虐待の防止や早期発見、早期対応に向けた体制の強化に取り組みます。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 権利擁護の推進 **具体的な取り組み5**	誰もが人権を尊重し合い、尊厳を持って安心して暮らせるよう、置賜成年後見センター及び飯豊町社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の利用促進を図っていきます。また、身寄りがないなど、経済的負担が難しい町民に対しては、審判申し立てに加えて、後見人報酬の費用助成を制度化します。（市町村申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進、権利擁護支援の行政計画等の策定推進（本計画）、不正防止の徹底と利用しやすさの調和）	健康福祉課 住民課 （社会福祉協議会） （置賜成年後見センター）	権利擁護支援事業としての、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の利用を必要とする人が適切に制度を利用できるように、地域の関係者、関係機関の協働により権利擁護を推進します。		※1 飯豊町成年後見制度における町長申し立てに係る要綱 ※2 飯豊町成年後見制度利用支援事業実施要綱
2 成年後見制度の利用のための支援強化及び普及	置賜成年後見センター及び飯豊町社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護につい	健康福祉課 住民課 （社会福祉協議会） （置賜成年後見センター）	飯豊町社会福祉協議会による法人後見実施とあわせて権利擁護支援等の担い手の確保及び市民後見人の育成等を推進します。		【介保】

	ての契約等の法律行為をする際に、保護・支援を行います。飯豊町社会福祉協議会においては親族がいない、経済的事情で支援が困難な方を支援するために法人後見を受任できる体制をつくります。				
3 高齢者虐待の防止や対応に向けた体制等の整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため各関係機関との連携を図り、一層の体制整備に努めます。	健康福祉課 （警察署）	事業所や民生委員、地域福祉推進委員等との連携を強化し虐待防止・早期発見に努めます。		
4 障がい者虐待の防止や対応に向けた体制等の整備	障がい者などの虐待や家庭内暴力の防止、早期発見、早期対応のための体制の整備強化に努めます。	健康福祉課 （警察署）	事業所や民生委員、地域福祉推進委員等との連携を強化し虐待防止・早期発見に努めます。		
5 児童虐待の防止や対応に向けた体制等の整備	増加する虐待ケースを含めた事例に対応するため、引き続き相談体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。	教育総務課 健康福祉課 (こども家庭センター※1) （児童相談所）	学校や民生委員、地域福祉推進委員等との連携を強化し虐待防止・早期発見に努めます。		
6 いじめ、虐待等の被害にあった子ども等へのケア	いじめ、虐待等の被害に遭った子どもに対し、カウンセリング等の支援を行います。また、学校や児童相談所、医療機関、家庭等と再発防止に向けた連携を強化します。	教育総務課 健康福祉課 （児童相談所） （医療機関） （人権擁護委員）	子どものSOSを的確にキャッチするためSNS等を活用した適切な相談窓口の普及に努めます。また、人権擁護委員が相談を受付け、被害児童の救済対応を行います。		

7 性的マイノリティに対する理解促進 【新規】	理解増進に向けた住民向けの普及啓発やトラブルが生じた場合における相談窓口の情報提供に努めます。	企画課 住民課	性的マイノリティへの「差別」をなくし、当事者を孤立させないようにするための普及啓発を行います。	国民の理解の増進に関する施策の推進	

※1 こども家庭センター

「母子保健」と「児童福祉」を一体化し、妊産婦やこども、子育て家庭を包括的に支援する相談機関です。統括支援員のマネジメントの下、保健師や栄養士、保育士、子ども家庭支援員などの専門職が相談に応じ、悩みに寄り添いながらサポートします。さまざまな子育て支援の情報提供や、相談内容によっては、関係機関と連携するなどして

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【介保】・・・・第9期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

4 防犯・防災に強いまちづくりの推進

安心・安全なまちづくりを推進するため日常的な見守り・支援の環境整備を図ります。また、災害時におけるボランティア活動の推進に向け、社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンターの設置運営を行うとともに、民生委員児童委員や社会福祉法人等との連携により、災害時の連携体制を強化します。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 安否確認による安心なまちづくり	単身高齢者世帯等に対し、定期的な見守り支援を含めた安否確認に係る対応を町内の事業者や民生委員、関係機関及び飯豊町社会福祉協議会と連携・協力し安心・安全なまちづくりを進めます。	健康福祉課 (自治組織) (社会福祉協議会) (郵便局) (民生委員児童委員協議会)	民生委員が中心となって支援を必要とする世帯を「健康福祉課（地域包括支援センター)」へつなぎます。		飯豊町安心生きがい訪問事業実施要綱
2 緊急時対応による安心なまちづくり	単身高齢者世帯等に対し、見守り機能を搭載した通報装置を貸与し、緊急時の通報対応及び関係機関への連絡等を通じて生活不安の解消に努めます。	健康福祉課 (自主防災組織) (社会福祉協議会) (消防署) (警察署)	民生委員が中心となって支援を必要とする世帯を「健康福祉課（地域包括支援センター)」へつなぎます。		飯豊町緊急通報装置機器貸与要綱
3 地域住民等との協働による安心・安全なまちづくり	住民の安全を守り、犯罪のないまちづくりを推進するため、警察及び関係機関等と連携し町内パトロール等を実施し、安心・安全なまちづくりを進めます。	住民課 (自治組織)	子どもたちの登下校時の見守りや美化清掃等の地域環境の改善、防犯パトロール等を住民のボランティアが活躍します。		
4 薬物乱用防止の推進	薬物乱用防止を推進するため、ポスター掲示や各種イベントでの啓発を行います。	健康福祉課 (保健所)	薬物乱用を許さない社会をつくり、青少年を薬物乱用から守るための啓発を行います。		
5 公共施設等のバリアフリー化の推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー	各施設管理 所管課	車いす使用者用駐車施設などの適切な利用を確保する等のバリアフ		

	法)」や各関係施策に基づき、公共施設等のバリアフリー化を促進します。		リー化の促進への理解と協力を行います。		
6 町内バリアフリー化情報の提供	ハンディキャップを持つ人の外出や交流の促進を図るため、バリアフリーマップ・福祉マップの制作に取り組み、当事者やその家族が適切な情報が得られるように努めます。	健康福祉課 企画課	ハンディキャップを持つ人の外出や交流の促進が図られるように、特に視聴覚障がいのある方に丁寧な情報提供を行います。		【障基】
7 飯豊町災害ボランティアセンターの設置・運営	災害時における広域的なボランティアの受け入れが円滑に行えるよう、その中核を担う災害ボランティアセンターの設置運営を行います。また、発災時に限らず日ごろからの仕組みづくりや研修などを実施するため「飯豊町災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」を通じて定期的に顔の見える関係づくりを構築します。	総務課 健康福祉課 (社会福祉協議会) (長井青年会議所)	災害ボランティアセンターは、社協職員のみならず、ボランティア、青年会議所、企業、関係団体等の協働を求めながら運営されるため、経験豊富な住民はその要請に応じボランティア作業に限らず運営スタッフとしても協力します。		【地防】
8 避難行動要支援者支援制度の推進	避難行動要支援者支援プランに基づき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域住民の理解の下、地域で災害時の支援ができる個別避難計画を作成します。登録情報を福祉・防災部局で共有するほか、必要に応じて、消防署・警察署・消防団・社会福祉協議会・地域の自主防災組織・民生委員児童委員へ本人	総務課 健康福祉課 (自主防災組織) (社会福祉協議会) (消防署) (警察署) (民生委員児童委員協議会)	関係団体等と連携を図りながら、避難行動計画要支援者への支援対策や必要に応じて「個別支援計画」の作成について検討します。また、定期的な避難訓練や自主防災組織による安否確認訓練を取り入れ、支援実施体制の強化を図ります。		【地防】 【避支】

	同意のうえで情報提供する体制づくりを進めます。				
9 災害時協定締結による安心なまちづくり	福祉施設や民間事業者等と災害協定を締結し、災害時における高齢者や障がい者の安心なまちづくりを推進します。	総務課 (民間事業者:建設・土木、燃料販売事業者、小売事業者) (社会福祉施設)	安全な避難場所に被災者を誘導できるように施設等は出来る範囲での協力を行います。また、締結企業は関係機関と共有し、各種サービスや物資等の提供を行います。		
10 児童・生徒非行の未然防止に向けた取り組み 【新規】	学校、関係機関及び地域と連携を図り、児童生徒が非行や犯罪・トラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、道徳教育や児童生徒及び保護者を対象としたインターネット利用研修等を推進します。	教育総務課	非行や犯罪トラブルを未然に防ぐためインターネットのフィルタリングの普及や保護者による適切な管理を促すための啓発活動を PTA 等が中心となって行います。		

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【障基】・・・・障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり基本計画

【障福】・・・・第７期飯豊町障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画（第３章２）

【地防】・・・・飯豊町地域防災計画

【避支】・・・・飯豊町要支援者避難支援計画

4 支え合い・助け合う関係づくり

施策1　保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進

在宅医療と在宅介護を一体的に提供するための連携促進や、特定健康診査・特定保健指導等の保健分野と医療機関との連携強化を図ります。

事業名	飯豊町の取り組み内容	主担当	地域や住民が取り組む内容	国等へ要望等	関連計画
1 生活支援サービスの充実	在宅での生活を総合的に支援する観点から、生活支援サービス・介護サービスとの適切な連携・調整を図ります。また、相談支援や障害福祉サービス、保健福祉サービス、保健・医療、障がい児保育・教育（療育支援）の充実を図ります。	健康福祉課 （社会福祉協議会）	元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や NPO、社会福祉法人、地縁組織、協同組合、企業等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進します。		
2 保健・医療・福祉・介護の連携強化	保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、効率的で効果的なサービスの提供が行われる体制をつくります。	健康福祉課 教育総務課 国保診療所	地域住民自らが病気や要介護になったときにどのような医療・介護サービスを受けることができるのかを学び、考える機会をつくります。		
3 身近な福祉総合相談窓口の設置	複合的で複雑な課題や制度の狭間にある問題をまるごと受け入れる「福祉総合相談窓口」について、引き続き、	健康福祉課 住民課 教育総務課 地域整備課 税務会計課	最近の町内高齢者の意識調査で、福祉総合相談窓口の認知度は 65 歳以上の約 5 割にとどまっているため、窓口		

	社会福祉協議会が実施する生活困窮者自立相談支援事業の窓口（西置賜地域生活自立支援サブセンター）を活用し拡充する方法で設置し､相談支援員(地域福祉コーディネーター）を配置します。	(社会福祉協議会)	の場所・役割を住民同士で広めていきます。また、社会福祉協議会が中心となって住民と地域課題を共有し、解決を試みることができる地域づくりを進めます。		
4 障がいのある方の就労支援の充実及び障がい者雇用の促進	町内の企業等の組合や商工会と連携を図りながら啓発活動を推進するとともに各種助成制度等の周知や、事業主の理解と協力のもと、就労訓練の場の確保に努めます。また、一般就労に就くことが困難な障がいのある方に、就労に向けた能力訓練を行う施設の運営支援に加え工賃の向上を目的とした支援を強化します。	商工観光課 健康福祉課 (特別支援学校) (就労継続支援事業所) （ハローワーク） (身体障がい者福祉協会)	障がい当事者団体や関係機関が連携し、障がい者雇用（障がい者の職域の拡大及び職場環境の整備等）の促進に向けた働きかけを行います。また、山形県工賃向上計画に定める目標の実現に向けて地域の企業経営者等に仕事づくりに関する理解を広めます。		第5期山形県工賃向上計画
5 生活保護制度の適正実施	援護を必要とする世帯の実情とニーズを把握し、生活保護制度の適切な運用を図ります。	健康福祉課 (福祉事務所（県）)	受給者が社会とのつながりがなくなり孤立することのないように地域福祉推進委員や民生委員等の関わりにより、地域とのつながりを構築します。		
6 自殺対策の推進とゲートキーパーの養成	自殺対策として「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みにより、だれもが必要な	健康福祉課 教育総務課 商工観光課 （保健所（県))	住民やボランティアがゲートキーパー講習会に参加することにより、適切な声のかけ方		【自対】

	支援を受けられるようにその機会の確保に努めます。また、自殺の防止のための取り組みとして保健・福祉・医療・教育・商工等の関係施策、関係機関との連携強化を図ります。		を習得し、それを実践することで適切な支援に迅速につなぎます。		
7 在宅医療に伴う日常生活用具の給付	高齢者や障がい者、小児慢性特定疾病児童に対し、在宅医療に必要な用具の給付を行います。	健康福祉課	在宅医療の普及を図るための啓発活動に協力します。		
8 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築するため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。また、精神障がいを有する方等の家族にとって、必要な時に適切な支援を受けられる体制づくり進めます。	健康福祉課 (精神保健福祉センター(県))	町が配布するチェックシートを活用し病状悪化を未然に予防します。		【障福】
9 在宅医療・介護連携の推進	在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携強化に努めます。	健康福祉課 国保診療所	在宅医療や介護の現状を学び、理解を深めるための啓発活動に積極手に参加します。		

10 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の通いの場で口腔ケアや疾病予防等の健康指導や相談を行うことで、健康づくりの支援を図ります。また、データをもとに特定の疾病や健康問題のリスクがある人に対し必要な支援を行います。	健康福祉課 住民課	老人クラブやサロン活動、地域の居場所等で専門職による出前講座や指導の機会を積極的につくり、参加者の健康状態（フレイル状態）を定期的にチェックします。		【健康】

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【障福】・・・・第７期飯豊町障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画

【健康】・・・・健康いいで 21

【自対】・・・・いのち支える飯豊町自殺対策計画

【工賃】・・・・第５期山形県工賃向上計画

施策2　見守り･支援体制の充実

子どもから大人まで幅広く支援を必要とする人に対する見守りについて、住民、民生委員児童委員、飯豊町社会福祉協議会をはじめ、団体や民間事業者との連携により見守りネットワークを充実します。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 民生委員児童委員定例会への参加等	住民の困りや変化など、福祉ニーズの吸い上げを行う場として、月1回行われる民生委員児童委員の各地区定例会への出席を通じ、福祉サービスが必要な世帯の早期把握に努めます。	健康福祉課 (民生委員児童委員協議会) (社会福祉協議会)	社会福祉協議会における地域福祉推進委員制度との連携、情報の共有を図ります。		
2 見守り・助け合いネットワークづくり	飯豊町社会福祉協議会や民生委員児童委員と連携し、概ね75歳以上の単身高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを重層的に進めます。	健康福祉課 企画課 (民生委員児童委員協議会) (社会福祉協議会)	民生委員等を中心に地域の高齢者世帯の生活状況等を日常的な見守り活動を通じて把握し、問題や異変を見つけた場合、相談を受けて解決策を考えたり、町への橋渡しを行います。		
3 単身高齢者等の見守り支援	単身高齢者等に、緊急通報装置を貸与し、緊急時の見守りと生活不安の解消を図ります。	健康福祉課 (事業者)	緊急通報装置の貸与事業について周知を図るほか、近隣者は緊急時において救急車両対応等の協力を行います。		飯豊町緊急通報装置貸与要綱
4 被保護者の社会的、経済的な自立への強化促進	自立・就労支援のための自立支援プログラムを活用し、個別支援の強化に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	貧困家庭の大人にとっての居場所として就労先の確保は勿論、ボランティアの場づくりを社会福祉協議会が中心となって社会生活の自立という視点から進めていきます。	自立支援プログラム事業の全額国庫補助負担化	

5 生活福祉資金等の各種制度の周知	低所得世帯等の自立促進のための資金貸付とあわせソーシャルワークの実践を目的とした山形県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度と飯豊町社会福祉協議会が行う福祉更生資金貸付制度の周知を図ります。	(社会福祉協議会)	高い金利での借入れを受ける前に当該制度の利用について検討します。		
6 地域共生社会の実現に向けた地域づくり	介護・子ども・障がい・生活困窮の4分野における「地域づくり」関連の事業を一つにまとめて実施することで、制度の狭間に置かれていた当事者に対して、行政と地域住民が協働しながら柔軟なサポートをしていくことを目指します。	健康福祉課 教育総務課 (社会福祉協議会)	地域住民が町や関係機関と連携し、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の開拓を行うほか、地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図ります。		
7 ひきこもり問題に関する相談支援（参加支援）	ひきこもりの問題を抱えている本人、家族等からの相談に対し、専門的支援機関等と連携を図りながら「オーダーメイド型」の支援に向けて、ケースに応じて連携すべき関係機関を組み合わせコーディネイトする窓口（主体的な役割を担う機関）を特定し住民への発信を行います。	健康福祉課 教育総務課 (社会福祉協議会) (NPO法人)	当事者だけでなく家族等が孤立しないよう地域の理解を深め、支援を求める人が声を上げやすい窓口の明確化等の環境づくりとともに、家族会等の情報交換の場づくりを社会福祉協議会等が中心となって検討します。		

8 子どもの貧困対策と子ども食堂事業の推進 **具体的な取り組み 6**	貧困対策や地域交流の拠点として子どもの育ちを支援する重要な役割を果たしている子ども食堂の立ち上げを支援します。なお、子どもだけではなく、子育て中の親やボランティアの高齢者・ひきこもりの若者等にとっての居場所づくりという観点から、子育て支援・介護予防・虐待予防等多くの機能を持った地域食堂の取り組みも含めその活動を支援します。	健康福祉課 教育総務課 社会教育課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	地域住民やボランティア団体が主体となり、無料または低価格帯で子どもたち（地域の若者や高齢者等）に食事を提供するコミュニティの場の立ち上げを早期に行います。なお、立ち上げ・運営にあたっては積極的に助成金や補助金の活用を図り、企業からの寄付や住民ボランティアの参加を得て実施する観点から社会福祉協議会が中心となって支援します。		
9 特殊詐欺の被害防止に向けた関係機関と連携した取り組み	郵便局や金融機関等と連携し、高齢者や障がい者等が特殊詐欺の被害に遭わないように、防犯機能付き電話の導入を支援するほか、日常的な場面における見守りネットワークを強化します。	住民課 健康福祉課 商工観光課 （警察署） (社会福祉協議会) (消費生活センター)	高齢者を対象に特殊詐欺被害防止教室の実施及び特殊詐欺被害防止機器の普及促進を図ります。また、金融機関やコンビニ等に対する対策強化など住民同士で声かけ等を実施します。		飯豊町消費者安全確保地域協議会設置要綱
10 外出中に行方不明になる高齢者等に対応する見守り・SOS ネットワークの強化 【新規】	外出中に行方不明になる高齢者等の早期発見に対応するため警察署や地域住民による見守りのためのネットワークの強化を図ります。	健康福祉課 （警察署）	外出中に行方不明になる高齢者等の家族は、飯豊町お出かけ見守り事前登録を利用します。また、発見したときは穏やかに声をかけ、保護する地域包括支援センターや警察署にできるだけ詳しい情報を提供します。		飯豊町お出かけ見守り事前登録事業実施要綱

11 障がいのある児童に対する重層的な支援体制の構築	発達障がいのある児童の増加に伴い、児童発達支援事業所や医療機関への紹介を行うとともに臨床心理士の相談事業や保育所等訪問支援を実施します。また、児童発達支援事業所等、関係機関同士の連携強化にも努めます。	健康福祉課 教育総務課	子どもの発達や行動に心配なことがあった際は、保育士や保健師、医療機関等へ相談し、町の子育て相談事業（臨床心理士）を利用します。		
12 児童における医療的ニーズへの対応等	医療的ケア児支援のため、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議体の設置を検討します。また、重度の心身障がい児等を支援する発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用調整などを図るコーディネーターの配置についてもあわせて検討します。	健康福祉課 教育総務課 （児童相談所）	住民同士で「健康福祉課（こども家庭センター）」等へのつなぎを行います。		
13 社会福祉法人連絡会活動の推進	社会福祉を目的とする法人のつながりを構築することにより地域における公益的な取り組みの推進だけでなく、合同による研修や質の高いサービスの構築につなげていきます。	健康福祉課 （社会福祉法人）	社会福祉法人同志のつながりを深め、地域住民とともに地域づくり（地域における公益的取り組み）を進めます。		

14 婚活支援	結婚のみならず、多様な家族観や自分らしい生き方を後押しできるよう、多様性や寛容さへの意識の醸成に努めます。	企画課 （県）	自治体や関係団体などが主催するイベントや事業に参加して、出会いや交流を図ります。「やまがた縁結びたい」などのボランティアによる仲人活動に協力します。		
15 Ｉターン・Ｕターンの促進 【新規】	飯豊で幸せになる条例による住宅取得等の奨励措置を実施し、I･Uターンを促進します。また、空き家や住宅団地を活用した移住支援を行います。	企画課	本人のニーズに沿って地域と深く関われる機会づくりを集落ごとに自治会長等が中心となって行います。		飯豊で幸せになる条例
16 ゴミ屋敷等への福祉的支援 【新規】	住民からの困りごとの相談に随時対応し、必要に応じ当事者の介護支援・精神的支援・経済的支援につなげていきます。	住民課 健康福祉課 (社会福祉協議会)	ゴミ屋敷化している世帯が地域から孤立しないように、地域が相談支援機関と連携して見守りや声かけを行います。また、心身の状態から片付けできない場合、経済的な理由で業者に依頼できない場合は住民有志によるボランティアでの対応を進めていきます。		

施策3　複合化した地域課題を解決するための体制づくり

子どもから大人まで複雑化・複合化する福祉ニーズや、制度の狭間の問題等、個人や世帯の抱える問題に寄り添いながら、必要に応じてアウトリーチ、伴走型による支援、多機関の協働による支援を行う体制を構築します。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 共生型サービス制度の普及等	障害福祉サービスと介護保険サービスの同時提供として、介護保険の地域密着型通所介護サービスを提供する事業所が、障害福祉サービスの生活介護や自立訓練等を提供可能とする共生型サービス制度の周知に努めます。	健康福祉課 (介護保険指定事業所) (障害福祉サービス指定事業所)	介護保険事業者は、提供できるサービスの幅が広がる共生型サービスの提供について検討します。		
2 要援護者ニーズ把握	社会福祉協議会等の関係機関や民生委員児童委員との連携及び要援護者への訪問等を通じて、地域の要援護者のニーズ把握に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	要援護者の声が施策に反映されるように町や社会福祉協議会が実施する各種調査に協力します。		
3 地域福祉コーディネーターの育成・配置	複雑・複合化した課題や制度の狭間にある福祉課題を解決に導く「つなぎ役」としての社会福祉協議会に「地域福祉コーディネーター」を配置します。	総務課 健康福祉課 (社会福祉協議会)	住民は地域福祉コーディネーター等と連携し地域におけるニーズや生活課題を洗い出し、その解決に向けて行動します。		
4 包括的な支援体制整備	包括的な支援体制の整備に関して現在行っている取り組みで十分包括的な支援体制を整備できているかの検証と併せて、重層的支援体制整備事業の実施について社会福祉協議会と一体的に検討します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	当事者を含む住民は「地域共生社会」の単なる担い手ではなく、話し合いを重ね、地域のありようを決める主体であるという意識を持ち続け、行動します。	重層事業の実務面（交付金関係）での手続き等の緩和	

5 空き家対策の強化 【新規】	所有者等の自主的な管理を促すとともに、空き家の利活用に向けて空き家バンク制度や地域の拠点づくり補助事業、除却補助事業を継続します。また、新たに住んでいるときから住宅の今後を考えていただく空き家になる前の対策を強化します。	地域整備課	所有者等は住宅が個人の資産であるとともに、その管理が地域の方々の暮らしに影響を及ぼすものであるかを確認します。（周囲に影響を及ぼしている、または及ぼす恐れのある空き家の所有者等に、直接連絡が取れる場合は改善を依頼し連絡が取れない場合は町に連絡することになります）	空き家対策総合支援事業の充実	【空家】
6 飼い主とペットを取り巻く問題への対応 【新規】	家族の一員として飼育するペットの終生飼養をサポートします。	住民課 （社会福祉協議会）	生活困窮等で飼養困難となったペットの一時預かりや譲渡までの保護を民間（ボランティア）の協力を得ながら実施する環境を構築します。　（ex 地域ネコ）		
7 多機関協働による資源開発の仕組み 【新規】	既存の仕組みでは解決できない事例に対し、部門横断的に対応を検討するため庁内連携による「飯豊町ライフステージサポート委員会」を定期的に開催します。	健康福祉課 （社会福祉協議会）	地域支え合い推進員との連携により、住民が主体的に地域資源（地域にあるサービスや活動）を共有し合い、「こんなものがあったら助かる」「あったらいいな」という意見を出し合い、地域の課題の解決を目指します。		

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【空家】・・・・飯豊町空家等対策計画

第５章　具体的な取り組み

具体的な取り組み１

学校と連携して「福祉教育」を推進する

学校教育における福祉教育プログラムの活用

新学習指導要領においては「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の知・徳・体を育て、「生きる力」をはぐくむことが掲げられています。協調し人を思いやる心などの豊かな人間性を築いていくためにも「ともに生きる力」をはぐくむ福祉教育のプログラムは有効であると考えます。

社会福祉協議会では、これまでも福祉教育を大切にし、学校を含めた地域の様々な場面ですすめられる福祉教育を推進・支援してきました。学校ですすめられる福祉教育に対しては、プログラムの企画段階からの相談、地域の社会資源や人材をつなぐコーディネートを担っており、地域の様々な資源を駆使したプログラム提案をすることができます。

ゲストティーチャーによる授業の展開例

❶【こんなことも＂助け合い＂って言うことを知ってほしい】

町の現状と「助け合い」体験ゲーム

内容	①町の人口、高齢化率、高齢者世帯、単身高齢者世帯、（一人親家庭を含めるか）等の説明。地区ごとの人口ピラミッドがあれば見せたい。 ②高齢化が進むと地域にどんな影響があるのか。（孤独死、買い物難民、除雪困難） ③ここで「助け合い」体験ゲーム。最後に手元にあるカードの枚数で、自分が「助けられ上手」か「助け上手」かがわかる。 ④今後、自分が地域で関われそうなことやしてみたいことを考える。
講師	社会福祉協議会職員（地域支え合い推進員、地域福祉コーディネーター）

❷【＂SDGs＂って、そんなに難しくないことを知ってほしい】

SDGs「1.貧困をなくそう」を考える

内容	①SDGs 普及推進員から、目標１について説明いただく。 ②数多くの意味での貧困があると理解できたら、自分の家や学校、町中で感じたことのある貧困（不平等）または平等について出し合う。 ③貧困、不平等についてどうすれば解決に導けるか（自分にできること）を考える。（フードロス、バリアフリー、リデュース、リユース、リサイクル etc.）
講師	SDGs 普及推進員、社会福祉協議会職員等

❸【高齢者に対することばかりが福祉じゃないことを知ってほしい】

福祉の仕事について学ぶ

内容	①「福祉＝介護」以外にも、福祉の仕事があることを紹介。どんな資格があるのか等。 ②自分の中の高齢者のイメージや、生活するうえで大変そうなことを出し合う。（高齢者疑似体験も可能） ③これから暮らしていく中で高齢者や障がい者の方と、どう関わりたいかを考える。
講師	社会福祉協議会職員、町内社会福祉施設等で勤務する介護職員

❹【家族の一員として身を守る知恵を身につけてほしい】

防災食（備蓄）について学ぶ

内容	①災害（水害、雪害、地震、台風）が発生した際にライフラインが使えないことの影響を学ぶ。（電気、ガス、水道） ②「○○が無くても・△△があれば」できる調理方法の実践。（調理実習） ③もしもの時に備えておくと良いものを知る。自分の家族にとって必要なものは何かを考える。（祖父母・両親・兄弟・ペット）
講師	防災アドバイザー、防災士、社会福祉協議会職員等

❺【その人の＂個性＂を理解できるひとになってほしい】

福祉に関するマークやユニバーサルデザインについて学ぼう

内容	①障がい者に関係するマークの意味やユニバーサルデザインがあることで、誰にどんな良いことがあるのかを学ぶ。 ②オリジナルのマークを考える。どんな人に配慮したマークなのか発表する。
講師	行政職員、社会福祉協議会職員等

❻【家族や地域の一員として協働できるひとになってほしい】

老人クラブにインタビュー『困りごと手伝隊！』

内容	①社会福祉協議会で『困りごと手伝い隊！』(仮)を結成し、老人クラブ会員へ日常の困りごとをアンケート調査する。 ②その中から手伝える内容があれば、直接現地（家、畑、公民館など）へ足を運び、お手伝いしてくる。(草むしり、ゴミ出し、収穫、話し相手、清掃等) ③＂○○について知りたい＂等の、自分たちが知らないことが困りの場合は、必要に応じて関係機関へ訪問し、調べたことを後日説明しに伺う。
講師	社会福祉協議会職員（地域支え合い推進員、地域福祉コーディネーター）

❼【家族や地域の一員として認知症への正しい理解深めてほしい】

学校で認知症サポーター養成講座を開催

内容	①基本的な認知症の正しい理解及び多様性の理解、世代間交流について学ぶ。 ②受講後「オレンジリング」と「認知症サポーター証」を考える。 ③今後、自分が地域の高齢者に対してどう接していきたいかを考える。
講師	指定研修を受けた「キャラバンメイト」・地域包括支援センター

❽【人と動物との共生による“いのちの尊さ”について考えてみてほしい】

盲導犬出張講演

内容	①視覚障害や盲導犬について、スライドや実演を交えての講演を行う。 ②盲導犬と実際にふれあってみよう。
講師	東日本盲導犬協会等

具体的な取り組み２

「除雪支援体制」を充実させる

将来構想実現までのステップ

将来構想を実現するため、その達成していくステップを３年後、５年後、10 年後のそれぞれの段階について、以下の通りとします。

≪将来構想実現のためのステップ≫

項目	安全対策	組織強化・連携	担い手確保・育成	意識啓発・周知
3 年後	・多様な主体が参加した「除雪体制プロジェクト会議」の開催（方向性共有と役割分担確認） ・多世代が参加するワークショップ開催（現状、課題等の把握と方向性の共有） ・克雪方針策定後は克雪協議会（仮称）の開催（各組織の情報共有）			
	・雪下ろし、敷地内除雪に関わる安全講習会の定期的な実施 ・安全対策に関する資機材の導入の支援 ・雪下ろし等住宅カルテの作成及び更新の促進	・共助の仕組みを学ぶ勉強会の開催と実践の試行 ・共助団体同士の連携の強化 ・除雪機等の貸出しや更新の支援 ・自主防災組織との連携 ・除排雪業者の現状の体制等の把握 ・共助団体の有償ボランティア導入の促進	・地域での今後の課題に向けた話合いの促進 ・除雪ボランティアの受け入れ体制整備 ・学校と連携した地域学習 ・若い世代への地域学習の実践 ・民地除雪の実施主体の担い手の確保 ・ふるさと納税の活用	・広報紙等での死傷事故やヒヤリハット事例の紹介 ・安全対策に関する資機材導入に関する地区別の説明会実施 ・高齢期の健康な身体づくりへの取り組み ・ルール遵守や良好な関係性の維持・向上 ・克雪リフォーム補助の活用促進

→ヒヤリハットの減少、安全対策資機材の認知度向上、若い世代の共助組織への参画

5 年後 これまでの取り組みに加えて	・モデルケースによる安全講習会実施 ・克雪住宅の普及に向けた支援	・自主防災組織との連携の実現 ・町外も含めた共助の仕組みの検討	・雪の良さ・文化の発信 ・移住体験の実施	・地区別のワークショップ等による課題共有 ・雪のエネルギー利用などの利雪の検討

→ヒヤリハットの半減、安全対策資機材の普及、持続可能な共助組織の構築

10 年後 これまでの取り組みに加えて	（取り組みの継続）	・町外も含めた共助組織の構築	・移住者や若い世代からのリーダー誕生 ・雪国文化の継承	・地区別のワークショップ等による課題解決 ・雪の多面的利用による地域活性化

→死傷事故・ヒヤリハットゼロ、安全対策資機材の全戸設置、移住・定住者の増加

各主体ごとの取り組み事項

将来構想実現に向けた各主体の取り組み事項を次のとおり定めます。

主　体		取り組み事項
飯豊町	共通	・地域安全克雪方針の検証並びに安全施策等を踏まえた方針の見直し ・克雪委員会やワークショップ開催による地域の課題や方向性の確認 ・除雪ヘルパーの派遣や除雪助成費の支給等の民地の除排雪支援に関わる住民ニーズの把握 ・要配慮者に関する情報の把握 ・除雪機材の貸出し ・除雪ヘルパー派遣事業の実施 ・宅道除雪事業の実施 ・有償ボランティア組織の普及活動
	安全対策	・雪下ろし、敷地内除雪に関わる定期的な安全講習会やアンカー設置住宅等のモデルケースにおける講習会の開催 ・克雪住宅普及に向けた克雪リフォーム補助関連申請の住民への周知徹底
	組織強化・連携	・有償ボランティアの仕組みや多様な共助組織活動について住民へ普及啓発 ・除排雪に関わる共助団体間の連携支援並びに自主防災組織との新たな連携推進 ・除排雪業者の現状や課題等の確認 ・除雪機の貸出しや老朽化した除雪機の更新の支援
	担い手確保・育成	・部落等や自主防災組織との連携による民地除雪の実施主体の担い手の確保 ・町外からの除雪ボランティアの受け入れ体制の整備並びに町内の若い世代との協力関係の推進 ・小中学生への地域学習の一環となる除排雪作業カリキュラムの検討並びに実践
	意識啓発・周知	・安全対策に関する資機材の導入や除排雪に関する様々な支援制度に関する地区別の説明会実施 ・広報紙による除排雪に伴う死傷事故やヒヤリハット事例の紹介 ・様々な媒体を通じた町の「利雪」、「親雪」に関わる情報の発信 ・介護予防と合わせた高齢期の健康な身体づくりの促進
飯豊町 社会福祉協議会		・有償ボランティアを導入している組織の経理事務作業 ・除雪ボランティアの受け入れ体制の整備及び、ボランティア活動保険の補助等の活動支援 ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を通した地域内互助の推進
飯豊町部落長等会		・共助組織を支える地域コミュニティとして、町と連携した組織的な除雪体制の整備推進 ・自主防災組織との連携による担い手の確保
飯豊町民生児童委員協議会		・要援護世帯等への相談、助言、見守り活動の実施 ・関係行政機関等への情報提供
長井・西置賜地域シルバー人材センター		・屋根の雪下ろし以外の軽微な除雪作業実施 ・安全な除雪作業を行うための敷地内の支障物撤去等の実施
克雪体制づくりアドバイザー		・除雪の安全対策に関わる技術支援や担い手確保に向けた町や住民、共助団体へのアドバイス ・除雪体制づくりアドバイザーとなる担い手の育成への指導助言
共助組織	NPO 法人等	・有償ボランティア活動の推進と住民への普及啓発の推進 ・雪下ろし等住宅カルテ作成の積極的な推進
	除雪組合等	・共助組織を支える地域コミュニティとして、町と連携した組織的な除雪体制の整備推進
除排雪業者		・企業としての除排雪作業の持続的活動可能な体制の構築

【出典】飯豊町地域安全克雪方針（策定:令和 6 年 3 月）

具体的な取り組み３

「無料職業紹介事業」による困窮者等への就労支援

無料職業紹介事業とは、職業紹介に関し、営利を目的とするか否かにかかわらず、いかなる名義でも手数料又は報酬等の対価を受けずに行う職業紹介です。様々な事情（ご本人の心身の状況など）により、一般就労が難しい町内在住の方（生活困窮者・高齢者・障がい者・生活保護受給者等）を対象とします。新規事業所を開拓しながら、就労機会に恵まれない未就労者や再就職希望者に適切な就労情報を提供するとともに、就労意欲の向上および利用者の立場に立ったアドバイスを通じて、より効果的な就労支援を実現するために社会福祉協議会による無料職業紹介の事業展開を検討していきます。

求人登録から採用までの流れ

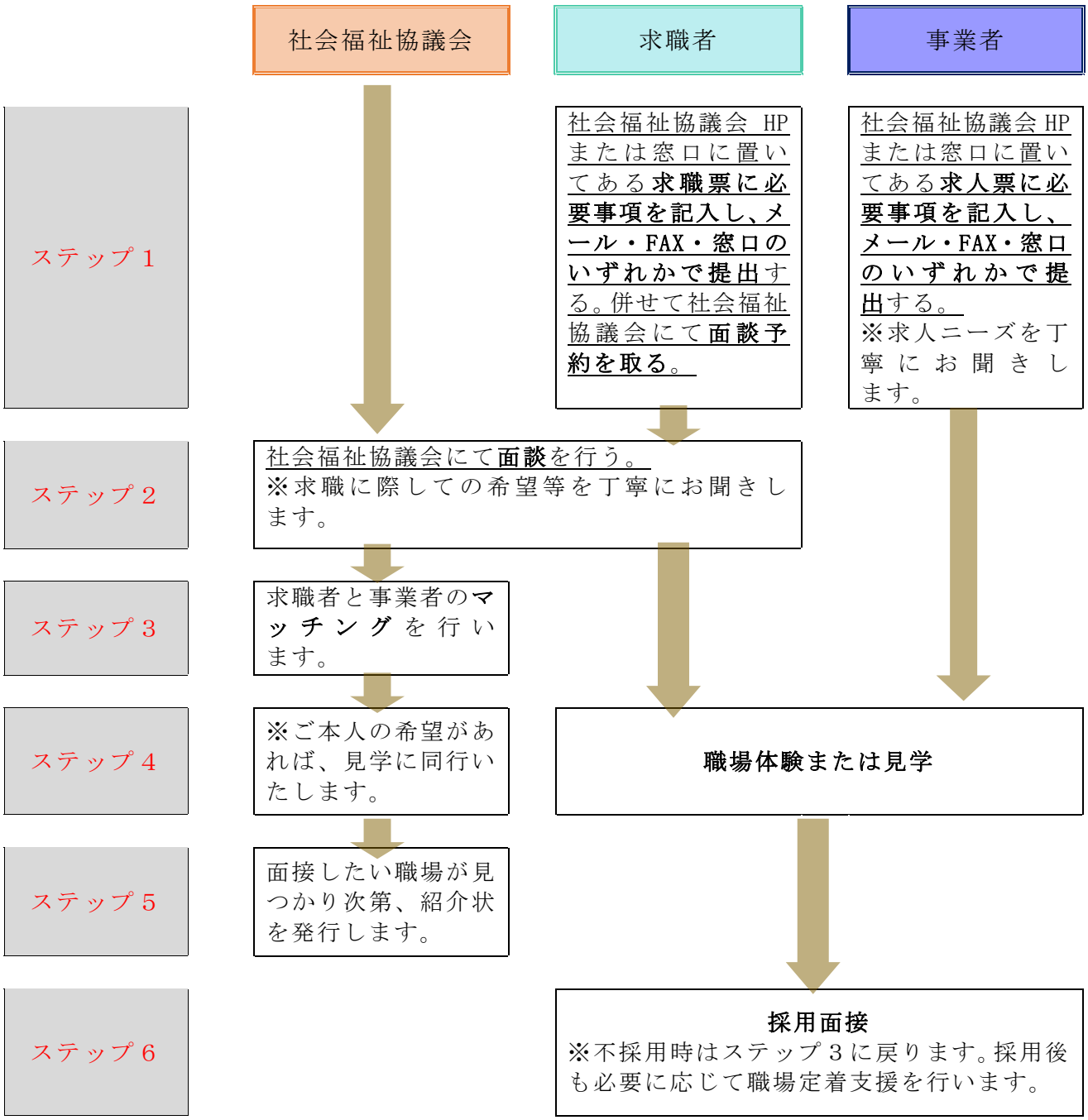

具体的な取り組み４

デマンド交通システムの利用を拡大する

デマンド交通システム「ほほえみカー」の利用方法の周知のためには、リーフレット等を作成することが一般的ですが、地域に出向いて実際に電話予約から乗車までを体験してもらうような乗車体験会を開くなどの企画を実施することにより、デマンド交通システムの利用につながることが期待されます。

1　ほほえみカー乗車体験会

【目　的】
ほほえみカーに「乗ったことがない」「利用方法が分からない」「どこまで行けるんだべ」といった声に対応するため、実際に、乗車体験してもらうための企画を考えてみました。せっかくの体験会なので、近隣のお出かけスポットに行って楽しむ内容を盛り込み、外出できる喜びも実感してもらうことが目的です。

【参加対象】　町内の70歳以上で利用登録をしている方（未登録者はこの機会に登録してください）
【実施時期】　❶令和7年５月　□日（水）・△日（木）　❷5月　□日（火）・△日（水）
【定　員】　❶ 各４名　❷ 各5名
【同 行 者】　社会福祉協議会職員

【企画内容】
❶白川湖　水没林見学　＜中津川線乗車体験＞
お迎え（9:45～10:15※中津川線下り）⇒ 白川湖畔（10:30～11:30）→ 白川荘（昼食12:00～13:30）⇒お帰り（13:40～14:20※中津川線上り）
❷つづじ見学井井殿ランチ　＜飯豊長井線乗車体験＞
お迎え（10:00～10:40※飯豊長井線上り）⇒白つつじ公園（10:45～11:45）→ タスパークホテル（昼食11:45～12:45）⇒お帰り（13:00～13:40※飯豊長井線下り）

2　ほほえみカー出前説明会・乗り方教室の開催

【目　的】
ほほえみカーは「手続きが難しそう」「使い方がわからない」といった疑問を解決し、普段のお出かけで「ほほえみカー」を活用いただけるように、直接出向いて乗り方をわかるまで説明します。

【対象者】利用登録をしている方又は登録を検討している方又はグループ

【実施日】各月第3水曜日の午前9時30分～11時00分まで

【申し込み方法】希望日の2週間前までに電話で申込みください。

【注意事項】
利用登録する場合、福祉割引適用者は、障害者手帳等を提示してください
都合によりご希望の日時に出張説明会・乗り方教室ができないことがあります。

1 ■ほほえみカーの仕組み、利用予約の方法、乗車まで流れをお伝えします

2 ■１ヶ月間有効の町内利用券をお一人につき２枚進呈します。

3 ■未登録の方は、その場で利用者登録ができます。

具体的な取り組み５

「成年後見制度」の利用を促進する

成年後見制度の利用促進の取り組みは、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものです。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指します。

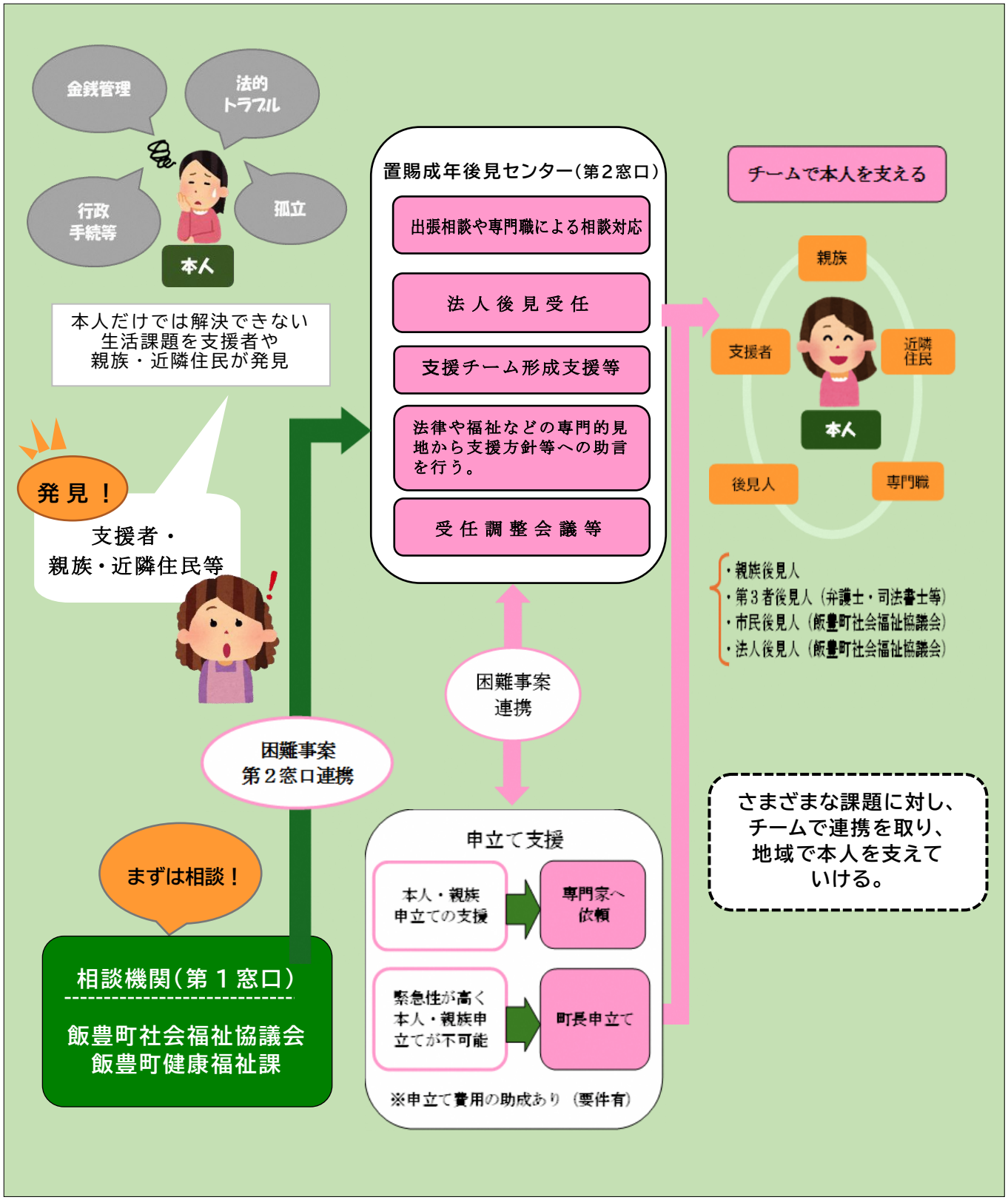

具体的な取り組み６

地域に「子どもの居場所」をつくる

子どもの居場所づくりは、子どもの健全な成長や学びを支援できるだけではありません。子育て世代へのサポートや地域とのつながりの強化にもなり、少子化対策にもつながります。

町内で子育て支援活動を行うＮＰＯやグループ等が主体となって、子どもたちが安心して成長できる居場所をつくることは、子どもの健全な発育と未来の社会を支えるためにとても重要なことです。

実際に子どもの居場所づくりの事例としては、子ども食堂のほか遊び場（プレーパーク）、学習支援教室などが挙げられますが、ここでは山形県内 3 か所の子どもの居場所の活動例を紹介します。

食堂名・イベント名	実施団体	実施日時	対象	利用料金
①みんなでつくたべ！（山形市南原町）	NPO 法人クローバーの会＠やまがた	毎月第 4 土曜日（17：00～19：00）	不登校･不登校傾向の子ども、その保護者など。	無料
②地域食堂なないろ（白鷹町荒砥乙）	支えあう地域づくり　なないろの会	毎月第 3 土曜日（11：30～13：30）	誰でも。	子ども 200 円 大人 300 円
③みんなでランチ（山形県飯豊町）	NPO 法人ほっと	不定期開催	誰でも。	無料

①みんなでつくたべ！　【NPO 法人クローバーの会＠やまがた】

2015 年 4 月に不登校・ひきこもりの子どもをもつ親の会としてスタートしました。現在は居場所づくりやつながりづくりの活動をしています。「みんなでつくたべ！」は、令和 5 年度までは小さな子どもがいる家庭やひとり親家庭を対象としていましたが、令和 6 年度からは不登校・不登校傾向の子どもやその保護者を中心とした場となっています。

②地域食堂「なないろ」　【支えあう地域づくり　なないろの会】

構成メンバーは白鷹町全域から集まった 60～70 代の男女 9 名。白鷹町で開催された県の担い手養成講座のトライアルの受講生が、受講後に「このまま終わらせてしまうのはもったいない。」と会を発足し、2018 年 4 月には白鷹町鮎貝にある一軒家を借り「つどいの場　にじ」を開設しました。子ども食堂の運営も行っており、スタッフが家庭菜園で作った野菜を使用したり、手作りにこだわった食事を提供しています。

③みんなでランチ　【NPO 法人ほっと】

飯豊町で子どもの預かりやイベント託児、地域交流活動を行っている団体です。2025 年 2 月には世代間交流事業として、こどもみらい館と NPO 法人ほっとの共催で「みんなでランチ～えほうまきつくり～」を開催しました。

※情報が変更・更新されている場合がありますので、ホームページ等でご確認ください。
※今回紹介した例はほんの一部です。県内各地で運営されていますので、子どもの居場所に関して興味のある方、実際に立ち上げてみたい方は社会福祉協議会（TEL：72-3353）までお問い合わせください。

（参考文献）・クローバーの会＠やまがたホームページ・山形県ホームページ
・チャレンジ応援やまがたホームページ・飯豊町ホームページ

第６章　計画の推進にむけて

1 協働による計画の推進

計画に掲げる施策の推進にあたっては、地域住民の目線に立って、より効果・効率的な手法を検討する必要があります。そのため、地域住民と密接なつながりを持ちながら、その中心的役割を担う社会福祉協議会や民生委員等との連携を図り、地域課題の把握と対策を確認しながら各種事業を展開していきます。

また、福祉サービス事業者との連携はもちろんのこと、福祉分野以外との連携も深め、サービスの質の向上や、様々なニーズに適切に対応できる体制づくりにつなげていくことも重要です。

このように、「自助・互助・共助・公助」の取り組みが相互に補完し合うことで、地域福祉の更なる充実が図られるよう、計画を推進していきます。

（１）住民の役割

住民一人ひとりが地域社会を構成する一員として地域に関心を持ち、生活課題の解決に向けて積極的に関わることで得られる喜びが、自己実現であり至福達成につながります。

○地域住民同士の日常的な交流

○住民自治組織や地域で活動する団体等の関心を持ち、活動への理解を深める

○地域活動、ボランティア等への参加

○見守り、声掛け等の福祉活動への参加

○地域を担う人材の発掘

○サービスの受け手に止まらず、担い手として提供する側として積極的に地域に関わっていく意識の醸成

○ひとりで解決できない問題や不安等について相談機関等へのつなぎ等

（２）住民自治組織の役割

住民自治組織は、地域内の住民で構成されるその地区の住民自治を担う地縁型組織です。町内では、現在 69 集落で自治会、地区、部落等の名称により組織されています。住民自治とは「地域性を基盤として生活の共同化（助け合い）を進める連帯と協働の営み」ともいえ、この計画では、住民自治を担う地縁型組織だからこそ実現できる、“その地域ならではの支え合い（共助)”の実践が求められています。

○地域住民同士が交流しやすい環境づくりと集まりづくり

○見守り、声掛け等の助け合いの活動の推進

○イベントや地域行事等に関する呼びかけ、情報提供

○地域住民が「地域福祉」に関心を寄せてもらうための機会づくりや福祉活動への積極的な協力等

（３）事業者の役割

地域福祉のニーズに対応するために、事業者の主体的な取り組みや行政との協働などを通して、地域活動に関わることが必要です。

○従業員が地域の構成員としてボランティア等に参加しやすい環境づくり

○見守り、声掛けなどの福祉活動への協力

○障がいのある人、高齢者等の地域住民が活躍できる場を提供するなど、社会貢献活動の積極的な推進等

（４）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。そのため、市町村の区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者の参加が義務付けられています。この計画では、社会福祉法が求める福祉関係者による“協議会”としての機能を発揮し、行政や地域住民、福祉関係者等との連携と協働を進め、実施計画に定める諸活動を積極的に推進していく役割が求められています。

（５）社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、社会、地域における福祉の発展・充実に寄与するために社会福祉事業を中心に良質な福祉サービスを提供することを目的とした法人です。

また、地域の福祉ニーズに対し迅速かつきめ細かく対応していくことで地域社会におけるセーフティーネットを構成する社会資源として地域社会に安心を提供していく公益性を持ちます。この計画では、社会福祉法人連絡会のネットワークづくりをより強固なものとし、社会福祉法人の理念を共有しながらそれぞれの専門性を活かし合い、協働によって多様化、複合化する地域の生活課題の解決を進めていく役割が求められています。

（６）行政の役割

町は、町民の生活課題を明確にし、その解決策を示すための基本方針を提供します。単なる福祉サービスの提供にとどまらず、地域の特性に応じた包括的な支援体制の構築及び地域福祉力の向上など、福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。

また、本計画は「地域共生社会の実現」が重要なテーマとなっており、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、住民一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ施策の推進を図ります。

少子高齢・人口減少社会の深刻化を見据え、福祉の領域だけでなく、商業、農業、工業、防犯、災害、環境、まちおこし、交通、観光を含め、人・分野・世代を超えて地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」を循環させていきながら、地域福祉の推進によって町民の生活の質が向上することで地域の活性化につなげていきます。

2 計画の活かし方

（１）計画の普及・広報

地域福祉は、地域住民をはじめ、地域の関係団体、NPO・ボランティア、行政、社協など、地域に関係する団体・個人が、相互に連携・協働していくことが重要です。

本計画内容については、町の広報誌やホームページ等への掲載をはじめ、イベントの開催や地域での会合等の機会も捉えて周知・啓発に努めます。

また、計画に基づいて行われる住民主体の地域活動や各種団体等による取り組みについても、あわせて紹介し、地域福祉に対する住民の関心や活動参加の促進を図ります。

（２）計画の進行管理

関係各課及び社会福祉協議会等との連携を図り、効果的な進捗管理を行うため、健康福祉課が中心となり事業項目ごとに点検・評価を実施し、本計画の推進につながるよう努めます。また、国 の福祉施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを行っていきます。

【点検・評価の方法】

令和 9 年度（中間年）までの進捗状況、今後の方向性について、担当課が点検・評価を行います。

進 捗 状 況 （５段階）	☆目標達成（事業完了）　◎計画より進んでいる ○ほぼ計画どおり進んでいる　△計画より遅れている ▲見直し（計画変更等）
今後の方向性 （５段階）	拡充、 維持、 縮小、 検討、 廃止

（３） 計画の実効性を担保するための財源確保

公費財源の確保	国や山形県等のモデル事業（補助金）を積極的に活用することで地域福祉計画の推進に係る事業実施の財源に充てていきます。
民間財源や社会資源の活用･創出	企業・団体等の多様な主体との連携により、地域福祉の推進に資する活動に対し、人的協力や知識・資材の提供が考えられます。また、共同募金や民間助成金の活用を図りながら民間福祉活動の充実を図ります。

資料編

1 計画策定組織

（１)飯豊町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（目　的）
第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づく飯豊町における総合的な地域福祉の推進を図るための飯豊町地域福祉計画を策定するため、飯豊町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）地域福祉計画の策定に関すること。
（２）その他計画の策定に必要な事項に関すること。
（委員等）
第３条　委員会は、委員１２人以内をもって組織する。
２　委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
（１）町民
（２）社会福祉に関する団体の代表者
（３）その他町長が必要と認める者
３　委員以外に専門的知識のある者をアドバイザーとして委嘱することができる。
４　アドバイザーは、委員会の目的達成のため委員会に対し、必要な助言・指導を行なう。
（委員の任期）
第４条　委員及びアドバイザーの任期は、委嘱の日から計画策定完了までとする。
ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長１人及び副委員長１人を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会　議）
第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員長は、必要があると認めたときは、関係者または外部の学識経験者等の出席を求め意見を聞くことができる。
（作業部会）
第７条　委員会に、計画の策定に必要な調査研究、資料収集、調整及び検討をするため、作業部会を置くことができる。
（事務局）
第８条　委員会の事務局は、飯豊町健康福祉課福祉室内に置く。
（雑則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
付　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和６年７月１日から施行する。
（招集特例）
２　第６条第１項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に招集される会議は、町長が招集する。

（２)飯豊町地域福祉活動計画策定委員会設置要領

（目　的）
第１条　飯豊町における総合的な地域福祉の推進を図るために、社会福祉法第１０７条の規定に基づく飯豊町地域福祉計画の理念や仕組みを実現、実行するための飯豊町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が、飯豊町と一体となって地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）地域福祉活動計画の策定に関すること。
（２）その他活動計画の策定に必要な事項に関すること。

（委員等）
第３条　委員会の委員は、飯豊町地域福祉計画策定のため飯豊町長が委嘱した者を充て、町社協会長が委嘱する。
２　委員以外に専門的知識のある者をアドバイザーとして委嘱することができる。
３　アドバイザーは、委員会の目的達成のため委員会に対し、必要な助言・指導を行なう。
（委員の任期）
第４条　委員及びアドバイザーの任期は、委嘱の日から計画策定完了までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長１名及び副委員長１名を置く。
２　委員会の委員長及び副委員長は、飯豊町地域福祉計画策定委員会と同様とする。
（会　議）
第６条　会議の招集及び成立要件は、飯豊町地域福祉計画策定委員会と同様とする。
（作業部会）
第７条　委員会に、活動計画の策定に必要な調査研究、資料収集、調整及び検討をするため、作業部会を置くことができる。
（事務局）
第８条　委員会の事務局は、町社協総合福祉管理室内に置く。
（雑則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付　則
（施行期日）
１　この要領は、令和６年７月１日から施行する。
（招集特例）
２　第６条第１項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に招集される会議は、会長が招集する。

（３）委員・アドバイザー名簿

＜委　員＞

	選出区分	所　　属	氏　　名	住　所　（送付先）
1	第１号 町　民	飯豊町部落長等会会長	嘉藤　　正憲	萩生 1500-5
2		飯豊町振興審議委員 特定非営利法人クローバーの会ゆやまがた理事長	樋口　　愛子	萩生 901
3	第２号 社会福祉に関する団体の代表者	飯豊町民生委員児童委員協議会会長	伊藤　　佐市	椿　　246
4		社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会会長	髙橋　　弘之	椿　　3642　（法人事務所）
5		社会福祉法人すぎな会理事長	舟山　　直志	椿　　3644-2（事業所内）
6		社会福祉法人いいで福祉会施設長	手塚　　眞弓	添川 3514-82（法人事務所）
7		社会福祉法人いいでめざみの里福祉会施設長	手塚　久美子	萩生 3608-1（法人事務所）
8		特定非営利活動法人ほっと理事長	髙橋　　エミ	椿　　2980　（事業所内）
9	第３号 その他町長が必要と認める者	飯豊町教育総務課長	後藤　美和子	椿　　3622
10		飯豊町住民課長	後藤　　智美	椿　　2888　（役場庁舎）
11		飯豊町地域整備課長	渡辺　　裕和	椿　　2888　（役場庁舎）

＜アドバイザー＞

所　　属	氏　　名	住　　所（送付先）
社会福祉法人山形県社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉部長	奥山　　伸広	山形市小白川町２丁目 3-31 ［山形県総合社会福祉センター］
柴田邦昭社会福祉士事務所代表 一般社団法人山形県社会福祉士会事務局長	柴田　　邦昭	山形市江南 2-3-17 ［柴田邦昭社会福祉士事務所］

＜事 務 局＞　※作業部会担当

■飯豊町健康福祉課（地域福祉計画関係）

課長	伊藤　満世子
福祉室長	宮川　千鶴子※
子ども家庭健康室長	木村　　忍※

■社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会　（地域福祉活動計画関係）

事務局長	伊藤　　勝昭
事務局次長	飯澤　　成三※
総合福祉管理室長	國分　　恵美※
総合福祉管理室主事	小山　　帆夏※

2 計画の策定経過

<table>
<tr><th colspan="2">時期・期日</th><th>地域福祉計画（行政計画）</th><th>地域福祉活動計画（社協計画）</th></tr>
<tr><td colspan="2">令和６年　７月　１日</td><td>設置要綱制定</td><td>設置要領制定</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和６年　７月２９日
月曜：13 時 15 分～</td><td colspan="2">第１回委員会（飯豊町健康福祉センター）
・柴田邦昭社会福祉士事務所　代表　柴田邦昭アドバイザーによる講話
「地域福祉に関する国の動向と地域福祉計画・地域福祉活動計画の役割」
・ 地域福祉計画、地域福祉活動計画策定イメージの確認
・策定スケジュールの確認
・飯豊町の地域福祉を取り巻く現状と課題等に関する意見交換</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作業部会</td><td rowspan="2">８月～９月</td><td colspan="2">第２次計画の評価、第３次計画の構想案を共有・作成</td></tr>
<tr><td colspan="2">【調査研究①】地域福祉計画策定のためのワークショップの開催
令和６年９月１８日（水）　飯豊町町民総合センター「あ～す」
◆参加者２５名
≪課題上位６つ≫
・移動の課題　・空き家の問題
・引きこもりと孤独の問題　・除雪問題
・子供の遊び場や子育ての親　・少子化の問題</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和６年１０月２日
木曜：13 時 30 分～</td><td colspan="2">第２回委員会（飯豊町健康福祉センター）
・第２次計画（現計画）の振り返り・評価の報告
・基本理念の確認「共につながり生きていく　孤独をつくらない地域づくり」
・重点項目の整理
・骨子案作成に向けての意見交換</td></tr>
<tr><td rowspan="4">作業部会</td><td rowspan="4">１０月～１１月</td><td>課内・庁舎内における調整事項</td><td>内部（社協関係者）における整理項目</td></tr>
<tr><td>①モデル計画（他自治体）の情報収集
②関連行政計画との整合性チェック
③既存の実態調査結果の分析
④市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項への対応チェック</td><td>①既存の支え合いの取組みの持続可能性
②今後求められる社会資源の開発
③既存の福祉活動の見直し
④新たな事業の展開、財源手当の検討</td></tr>
<tr><td colspan="2">骨子案の作成</td></tr>
<tr><td colspan="2">【調査研究②】「地域における公益的な取り組みに関する意見交換」
令和６年１１月１１日（月）　飯豊町社会福祉協議会
（いいで福祉会・いいでめざみの里福祉会・社会福祉協議会・すぎな会）
テーマ(1) 社会福祉法人の役割、できることは</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和６年１２月下旬～
令和７年１月 23 日</td><td colspan="2">・骨子案に対する意見徴収（郵送及びメールにて）</td></tr>
<tr><td>作業部会</td><td>１月上旬～
２月上旬</td><td>地域福祉計画案作成
（まとめ・仕上げ）</td><td>地域福祉活動計画案作成
（まとめ・仕上げ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年２月１０日</td><td colspan="2">第３回委員会（中部地区公民館）

・地域福祉計画案・地域福祉活動計画案の決定（委員承認）</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年３月４日
～３月１１日（予定）</td><td colspan="2">※パブリックコメントの募集・意見収集
（パブリック・コメント結果を公表）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">令和７年３月中</td><td>議会への報告</td><td>理事会での承認</td></tr>
<tr><td colspan="2">（計画書の印刷製本）</td></tr>
<tr><td colspan="2">公　表</td><td colspan="2">（関係機関等へ計画書送付）</td></tr>
</table>

3 調査研究活動の概要

(1) ワークショップの開催

場所	日時	参加者数
町民総合センター「あ～す」	令和 6 年 9 月 18 日（水）9 時 45 分～12 時 00 分	住民・福祉関係者　24 名（委員 4 名含） アドバイザー　2 名 健康福祉課・社協職員　8 名

◆第 1 グループ

テーマ「子どもの遊び場や子育ての親」

・長井市の「くるんと」のような施設があるといい。
・使っていない幼稚園の開放。
・親の悩みを共有する場の開設。
・空き家を活用した地域食堂の開設
　（交流の場・駄菓子屋など）。等

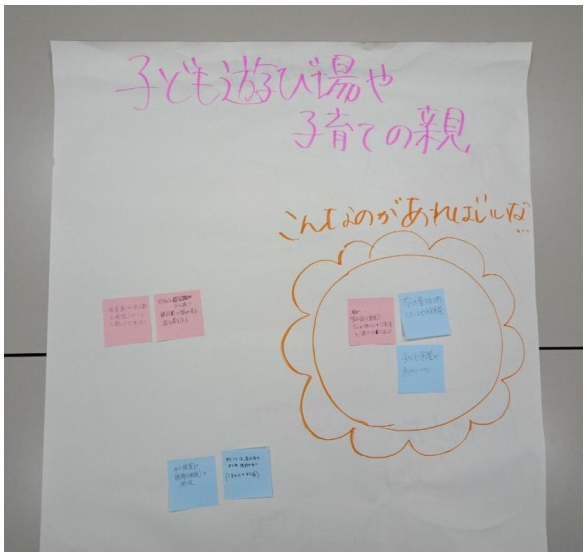

◆第 2 グループ

テーマ「空き家の問題」

・家財道具処理に対する公的支援の導入。・空き家バンクの活用。
・倒壊の危険のある空き家は行政側で解体できる体制の整備。
・利活用困難空き家の荒廃管理（鳥獣対策）。
・Ｉターン、Ｕターン者優先の住宅。・地域の居場所としての活用。
・固定資産税の法改正・財産放棄禁止。・財産放棄家屋の管理方法のルール化。
・終活の推奨（終活支援ノートの配布）。等

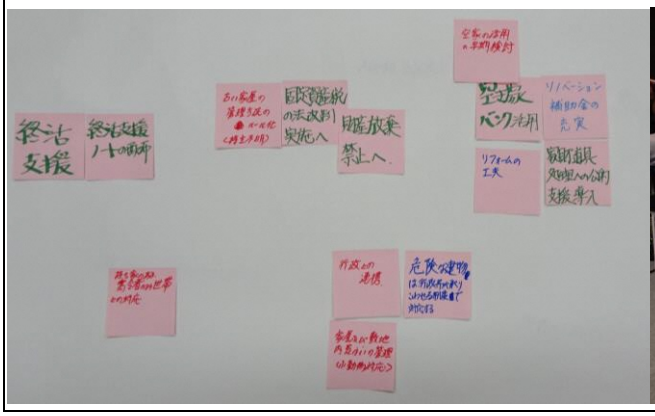

◆第 3 グループ

テーマ「引きこもりと孤独の問題」

・引きこもりや孤独はなぜ起きるのかの学習や高齢になって困ることなど終活の学習。
・地域の方々に引きこもりと孤独の問題を知っていただく。
・家族への相談支援体制の整備。
・早期発見と専門機関との連携。
・サロンの開設。・男性も参加しやすい場の工夫。
・一日 4 人と会う運動の推進。等

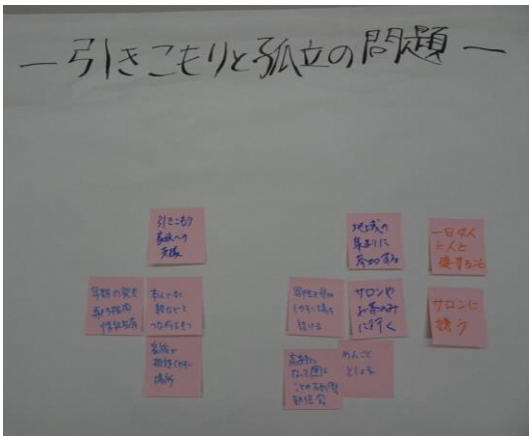

◆第 4 グループ

テーマ「除雪の問題」

・屋根の雪下ろしを専門で担える組織づくり、人材育成。
・全地区に除雪ボランティア組織を立ち上げる。
・隣近所による助け合い除雪のあり方検討。
・除雪ボランティア団体等への支援拡充。
・屋根の雪下ろしへの助成制度。
・全世帯への支援金給付。
・相談窓口の開設。
・除雪機の共同購入に対する助成。
・女性のための除雪機講習会。
・「豪雪大雪）保険」などがあれば助かるのでは。等

◆第 5 グループ

テーマ「移動の課題」

・現行のほほえみカーの利用料や運行形態の見直し。
・町スクールバスの柔軟な利活用の検討（空き時間で一般住民が利用できるように）。
・遠隔地など地域特有の移動時間を減らすためオンライン会議を取り入れる。
・集合住宅に高齢者世帯等をまとめる。
・燃料単価が地方ほど高騰していることに対し国へ対策を訴える。等

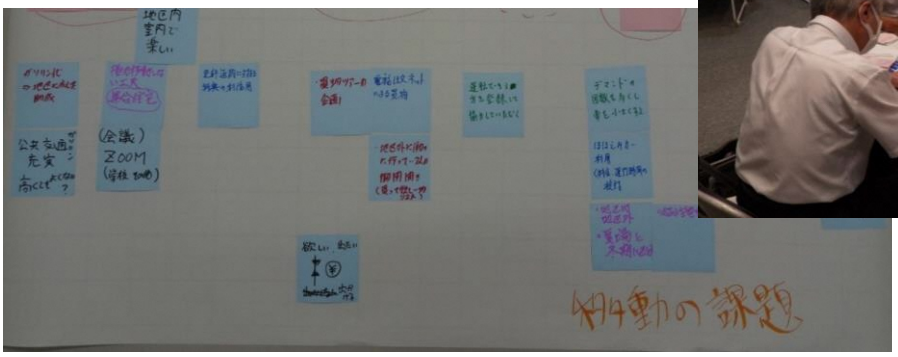

◆第 6 グループ

テーマ「少子化の課題」

・若者が町内に残るような仕組みづくりとして町外の職場や学校までの交通費の支給。
・結婚した際のお祝い金に加え新婚旅行のプレゼント。
・子育て世帯への手厚い支援。
・町内の自然や文化などの積極的な PR 活動。
・I ターン、U ターン特典を準備する。
・家を建てる際の土地無償譲渡制度。等

◆全体の出された課題から

①住民同士の協力で解決できる課題、町や社協に提言し行っていただくような課題、国や県に働きかける課題と整理して計画に落とし込んではどうか。

②社会福祉協議会は全国的な組織で、先駆的な取り組みをしている社協が全国にはあるので参考にしながら飯豊モデルを作っていくとよいのではないか。

③町民の方々にいろんな生活課題を聞いていく。（例えば一人暮らしのお年寄りの自宅に訪問して）

飯豊町では、SDGｓ未来都市の選定を受けています。
SDGｓをより身近に感じていただくために、本計画の基本目標に関連する目標のアイコンを掲示しています。

飯豊町地域福祉計画・飯豊町地域福祉活動計画

2025（令和 7）年 3 月発行

発　　行

飯豊町（編集：健康福祉課）
〒999-0696　山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888
TEL：0238-72-2111（代表）　FAX：0238-72-3827（代表）
飯豊町公式ホームページ　https://www.town.iide.yamagata.jp

社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会（編集：総合福祉管理室）
〒999-0604　山形県西置賜郡飯豊町大字椿 3642
TEL：0238-72-3353（代表）　FAX：0238-72-3532（代表）
社会福祉協議会公式ホームページ　https://iide-shakyo.jp/